

議事日程第2号

令和5年3月8日（水曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問（1番～6番）

町長の施政方針に対する質問（1番、2番）

出席議員（11名）

議長 高山 由行	1番 清水 亮太	2番 福井 俊雄
3番 奥村 悟	5番 安藤 信治	6番 伏屋 光幸
7番 安藤 雅子	8番 山田 儀雄	10番 大沢 まり子
11番 岡本 隆子	12番 谷口 鈴男	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡邊 公夫	教 育 長 奥村 恒也
総務部長 各務 元規	民 生 部 長 小木曾 昌文
建設部長 鍵谷 和宏	企 画 調 整 担 当 参 事 田中 克典
教育参事兼 学校教育課長 筒井 幹次	総務防災課長 古川 孝
企画課長 山田 敏寛	環境モデル都市 推進室長兼 まちづくり課長 中村 治彦
亜炭鉱廃坑 対策室長 早川 均	税 務 課 長 金子 文仁
住民環境課長 高木 雅春	保険長寿課長 大久保 嘉博
福祉課長 日比野 浩士	農 林 課 長 渡辺 一直
上下水道課長 可児 英治	建 設 課 長 石原 昭治
会計管理者 丸山 浩史	生涯学習課長 日比野 克彦

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 土谷 浩輝

議会事務局書記 井戸 芳枝

開議の宣告

議長（高山由行君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しています。これより本日の会議を開きます。

岐阜新聞社可児支局様、ジャーナリスト 井澤宏明様、NHK多治見支局様、毎日新聞様、中日新聞様から撮影の依頼がありましたので、これを許可いたします。

また、副町長 寺本公行君は、本日、会議に欠席する旨の届出がありましたので御報告いたします。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくをお願いします。

会議録署名議員の指名

議長（高山由行君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、11番 岡本隆子さん、12番 谷口鈴男君の2名を指名いたします。

一般質問及び町長の施政方針に対する質問

議長（高山由行君）

日程第2、一般質問及び町長の施政方針に対する質問を行います。

町政一般に対する質問と町長の施政方針に対する質問の通告がありましたので、一般質問の受付順序に従って発言を許します。

なお、一般質問と施政方針に対する質問がある方は、一般質問の後に町長の施政方針に対する質問を行ってください。

また、質問、答弁とも簡潔明瞭にされるようお願いします。

また、基本条例9条にあります反問権を執行部の方が行使するようなことがあれば、挙手をもって議長に確認しましてからの反問をしてください。

そして、インターネット配信に向けてビデオカメラにおいて質問者のみを撮影いたしますので御了承ください。

それでは、一般質問を始めます。

6番 伏屋光幸君。

6 番（伏屋光幸君）

おはようございます。

私は今日、新庁舎についてを一般質問といたします。

議長の許可がいただけましたので、さきに提出しました通告書に従い一般質問をさせていただきます。

今週は気温が 20 度の日が続くようです。4 月上旬の陽気だそうですが、また平均並みの温度に戻るようです。花粉症の時期であり、皆様方、自分の体調管理には十分留意をされますように。

では、本題に入ります。

昨年、令和 4 年 5 月 27 日、私たち新庁舎透明性の確保に関わる議員同盟、当初は、新庁舎整備計画の金額が約 27 億円と説明を受けておりました。その後、令和 3 年 7 月の町の広報紙には、43 億 5,000 万円と掲示、なお、令和 4 年 2 月には、最終的に約 78 億円の金額が提示されました。総事業費の金額が増えていくことに、我々は危惧をしていました。

また、住民にもほとんど説明がないまま進められていることを問題とし、いま一度立ち止まって考え直してはどうか、健全な財政運営の見直しといった観点から質問した上、用地費を含む補正予算では反対をいたしました。結果は可否同数となり、議長裁決で可決をされました。令和 4 年度の新年度予算では、新庁舎に関わる 49 億円の債務負担行為を含む新年度予算にも反対をしました。6 対 4 で可決となりました。

我々は、事務所移転の特別議決に反対で、岐阜県農政部長に議員同盟 3 人が、令和 4 年 5 月 27 日に面会をいたしました。新庁舎建設について、昨年の 3 月 25 日付で農業委員会から県へ農地転用申請を進達してから約 1 年、そして 9 月定例会で私が一般質問してから約 6 か月が経過しようとしています。ここで改めて執行部事務方の総務部長に、今回は 2 点質問をいたします。

1 つ、県庁からその後、9 月以降、指摘確認事項はありましたか。

2 つ目、町執行部として、県に対してどう回答をしていますか。

前回の回答の中で、事実確認依頼が 2 件、残る案件は御嵩町の事務所の位置を変更する条例の制定予定時期及び見込みの 1 件と言われました。一番重要な相続問題の 1 件は、どうなっていますか。解決しているでしょうか。我々が一般的に考えても、取下げ、または県が採決するには 3 か月から最長でも 6 か月期間と思います。この 1 年間、町として、県に対し時間をかけて次期選挙まで食い下がるつもりでしたか。あなた方に前回も言いましたように、白紙撤回よりないと思います。これが本来の質問内容です。

私が通告書を提出したのが 2 月 14 日午前 11 時 30 分頃です。皆さんは既に新聞等で御存じ

のように、15日の新庁舎特別委員会で、町長は突然建設予定地の農地について、県に出していた農地転用の許可申請を一旦取り下げ、町民、議会の理解をもらい、再度申請を示すと説明、また地権者の同意を得て、本年度中に許可申請を取り下げると発表。このことを私が言わないと、何を質問してるのかということになるので、付け加えました。以上です。

議長（高山由行君）

執行部の答弁を求めます。

総務部長 各務元規君。

総務部長（各務元規君）

おはようございます。

それでは、伏屋議員の質問にお答えさせていただきます。

新庁舎建設についてと題して、2つの質問をいただいております。去る2月15日、急遽開催していただいた新庁舎等建設特別委員会で報告させていただいたとおり、岐阜県からの取下げ指導に応じ、新庁舎等整備に関する農地転用許可申請は取り下げることが報告させていただきました。その後、地権者16名の同意を得て、2月20日付で農地法第5条許可申請取下願を御嵩町農業委員会に提出し、22日に臨時で開催いただいた御嵩町農業委員会協議会において取下げに至った経緯を説明させていただきました。

これらのことお伝えした上で、2つの質問にお答えさせていただきます。

それでは、質問の1点目の県庁からの9月以降の指摘確認事項であります。

県との従前の一覧形式でのやり取りは、令和4年8月10日以降、通知文書形式に変更されています。御質問の確認事項は、お手元の要求資料1にありますとおり、令和5年1月10日付で反対されている議員の話合いの実施状況とその結果について事実確認が求められた通知文書が1件ございます。

御質問の2点目、県に対しどう回答したかについてであります。

町からは、令和5年1月30日付で、お手元の要求資料2にありますとおり回答しております。回答の内容は、4名の議員との話合いの機会を模索しているが、いまだ実施には至っていないこと。町民への説明が足りないとした指摘に対し、事業の必要性や魅力などを紹介するチラシの作成や自治会単位での説明会に伺ったこと。以上を踏まえ、引き続きこのような取組を進めていくための時間をいただくようお願いをいたしました。

なお、重ねてお尋ねされている相続による移転登記は完了しており、今回の取下げ願においても、その方の名義で押印をいただいております。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

[6番議員挙手]

議長（高山由行君）

6番 伏屋光幸君。

6番（伏屋光幸君）

私が質問したことについては、今総務部長が述べられたことには、何も私は異議はありませんが、再度一言言わせていただきたいということがあります。

資料が、今日より提出されなかった。再質問のために資料を使いたいと考えていましたが、その資料が再質問してはいけないと言われました。なぜ議員の権利である質問に圧力をかけるのか、私は理解ができません。以上です。

これをもって私の質問は終わります。

議長（高山由行君）

伏屋議員、今の発言は私に対してですか、町に対してですか、少しお伺いしたい。

6番（伏屋光幸君）

町に対してです。町の執行部。

議長（高山由行君）

町の執行部が、誰がどういう発言をしたんですか。

6番（伏屋光幸君）

発言とは私は言いません。

14日に書類請求をしております。今週の月曜日、6日の日に資料が欲しいということを議会の事務局長に電話でいたしました。そして、返事が来たのが約1時間後でした。そのときに、当日より出せない、再質問には使えないという返事でありました。以上です。

議長（高山由行君）

伏屋議員、そのことは、私の元にも当然その日のうちに伏屋議員が早期に資料をくれということは伝わっております。

私の判断は、質問を遮るものではありません。当然、議員が再質問するのは当たり前の話ですし、再質問を止めるわけでもありませんが、私の判断といたしましても、再質問のために資料をくれということが納得いかなかったもので、私としても、議長の判断としても。

再質問というものは、答弁があって、それから議員がその答弁の内容に疑義があれば、またその内容を質問するのが再質問という私の認識であります。再質問ありきの中で、先に答弁書なりそういう資料なりをもらって再質問をするということはいかなるものかということでしたので、私はそういう判断で資料は前もって出す必要はないと。再質問のためには出す必要がないと。どちらかという、執行部よりも私の判断でそういう判断に至りましたが、どうでしょう。

6 番（伏屋光幸君）

僕が一番言いたいのは、なぜ、簡単な資料だと思いますので、出していただけなかったかということ。それから、議長が言われましたように、再質問については議長が言われたように質問の中で答えるということは十分承知の上の今の発言であります。

議長（高山由行君）

意見がかみ合わないのでもうしようもないですけど、言っておきたいのは、執行部が再質問を遮ったということが伏屋さんの見解みたいですけど、私が、再質問のための資料提供はしなくてもよろしいという私の判断でございますので、それがもっとほかの理由があれば私も認めておったかも分かりませんが、再質問ありきの、先に資料をもらって再質問を先に考えるということがいかなものかと思いましたのでそういう判断に至りましたけど、再質問を全然遮るわけでもありません。伏屋さんは再質問を遮られたような口ぶりで言われたので、私にも責任があるかなと思って発言しましたけど。

6 番（伏屋光幸君）

何回も言うようですけど、私はそういうふう理解しましたので、なぜもらえないかと。ただそれだけです。

〔「議長、議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（高山由行君）

それでは、この話はここまでにして、また……。

町長（渡邊公夫君）

議長、反問権の行使。

議長（高山由行君）

議事進行ということですので、町長、反問は……。

町長（渡邊公夫君）

それではありません。今のことではありません。

議長（高山由行君）

時間を少し制限させてもらうかも知れませんが、町長の発言を許します。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

伏屋議員は財政が心配だとおっしゃっています。財政のイロハのイの字である、まずは財政力指数というのはどういうものですか。2つ目、実質公債費比率、公債費及びその比率というのはどういうものですか。

私は、白紙撤回という言葉は、この行政側では一切使っておりません。多分反対をした議員

さんの中から出た言葉だろうと思います。農地転用については、改めて変更して出す予定があるから、取りあえず取下げをお願いしただけであります。

今、私が聞きました財政力指数及び実質公債費比率、どう解釈しておみえなのか。財政に問題があるとおっしゃるのであれば、その辺は答えられると思います。ぜひよろしく願います。

議長（高山由行君）

町長、すみません。

議長から言いますが、今その問題を深く追求するでなしに、県庁からのやり取りの話でしたので、それはまた今度の機会にお願いできませんか。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

私の印象としては、財政の仕組みとか現状が分かっていない人に限って、財政財政と言えば一般の方が聞いていて、おお、勉強していると思われるからよく使うんです。知っている者は言いません。一般質問の中でも、財政が心配だから。心配なら議員なんですから、幾らでも勉強できる。しっかりしてもらわなければ困ります。だから、今の2つはきちんと答えてください。

議長（高山由行君）

伏屋議員、何か答えられますか。今の急な質問ですが。

6番（伏屋光幸君）

準備はしていないので答えられません。

議長（高山由行君）

分かりました。議事進行します。

伏屋議員、これで質問終わりによろしかったですか。

6番（伏屋光幸君）

はい。

議長（高山由行君）

それでは、これで伏屋光幸君の一般質問を終わります。

続きまして、8番 山田儀雄君。

8番（山田儀雄君）

ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、さきに通告いたしました町長選挙について質問をいたします。

この質問につきましては、昨年第4回定例会において、安藤信治議員が、今年の7月にも

予定されている町長選挙に対する町長の思いについて一般質問をされました。その答弁で町長は、やり残したことがあるという理由で残ることはないが、放り出す性格でもない。年末年始ゆっくり考え、答えが出るのはそれ以降と答弁され、その進退については明言されておられません。

また、町長は、令和元年第3回定例会で、御嵩町長4期目の所信と政策の基本的な考え方を述べられております。4期16年、起承転結があるとするならば、結の部分に入ることとなるということ。

起を意味する1期目は、小和沢に計画されていた産業廃棄物処分場問題の解決であったことであり、承となる2期目は、国や県に積極的に働きかけをし、各種事業にチャレンジしてきました。例を挙げるとするならば、環境モデル都市であり、全国で23都市、県内で唯一の環境モデル都市に選定され、森林経営信託に代表される事業への取組には一定の評価をいただいたこと。

転となる3期目でありますけれども、亜炭鉱廃鉱問題では、2期目から継続されていたモデル事業から対策事業に。庁舎等の整備では、耐震改修から新築移転と大きな展開があったこと。

4期目の結であります。ストーリーで言うなら結論や完結になろうかと思えます。亜炭鉱廃鉱対策事業は4年間で終わるものではなく、今後2年間で事業継続への大切な期間であります。また、庁舎等整備も建設して終わりではなく、新庁舎を中心とした新たなまちづくりが始まることとなると述べられております。

今、結が終わろうとしている町の現状は、重要事業でありますまちづくりの拠点となるべき新庁舎等の建設が前に進んでいない状況でありますし、リニアの関連では、リニア発生残土置場の問題があります。

こうした状況の中、さきに開催されました御嵩町の選挙管理委員会で、町長選挙の選挙期日が6月25日と決定されました。この御嵩町長選挙に対する町長の思いについてお伺いをしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（高山由行君）

答弁を求めます。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

今日の新聞ではコロナ感染者はゼロということで、時々これが最近見えるようになったので、大変心穏やかにしているところでもあります。最近新聞を見るのもそこだけというようなことになっていますが、前日のネットで見忘れたときに見るということにはしております。ただ、

コロナについてはまだまだ、多分検査を受けていない人がたくさんいるんだろうなというふう
に思いますけれど、安心はできない状態であるかと思えます。

それでは、山田議員の質問にお答えをいたします。

まず、結論から申し上げます。本年6月20日告示、6月25日投開票と決定されました。任
期満了による町長選挙には出馬する予定はございません。4期をもって終わりということであ
ります。昨年12月定例会において、安藤信治議員から質問を受けました。質問に対して大変
誠意を欠いたこと、心からお詫び申し上げます。すみませんでした。

4期限りの引退というのは、4年前立候補すると決めたその時点で、4年後も決めていたと
いうことになります。実は、3期終了する何か月か前かに思う人もあって、代わりにやってく
れないかと使者まで立てて確認をさせていただきました。残念ながら、非常に納得できる理由
で立候補しないということをおっしゃいました。それでもまだ私のほうからアプローチするこ
とはありませんでしたが、町民の中で手を挙げてくれる人が現れるのであれば、それ相応の人
格者であるなら、私は応援に回ろうと思っておりましたが、一向にその動きもなかったとい
うことで、家内とも相談してもうあと1期頑張ってみるかという結論に達したということであ
ります。

そういうふうで時間を食ってきましたので、安藤信治議員の質問に対しては、ずうっとこの
4年間、いつそうした私の心内をお伝えすればいいのかということをはかる4年間でもござい
ました。まだ12月では少し早いのではないかと、統一地方選ではありませんので、期間が物す
ごくあるということもあって、皆さんのモチベーションというものもありますので、あまり早
い発表はいけないだろうということで、この3月定例会が最もふさわしい時期じゃないのかと。
これから出ようとする方の準備もあるわけですので、それを邪魔するということは本意ではあ
りませんので、ぜひ我をと思う方は手を挙げていただきたい。

山田議員がおっしゃったように、私は途中で投げ出すつもりではございませんし、少なくと
も逆に、やり残したからといえば永遠に辞めることはできなくなってしまふ。決めたときが一
番いいときだということではないのかなというふうに思いますので、お許し願いたいと思いま
す。

山田議員には伝わっていたようでありますけれども、3年半前の最初の議会、9月定例会で
したか、施政方針等々を述べるときに起承転結という言葉を使いました。心内を誰か読んでい
ただけるとありがたいなということで、これが最後ですよということを抽象的にお伝えした、
そういう気があった上で使った言葉であります。その時点で正直に申し上げた心持ちでありま
す。その点に気づいていただいて、大変うれしく思います。ありがとうございます。

私は、手柄を立てるために議員、そして町長を続けたわけではございません。少しでも御嵩

町のためになればという思いで議員、町長を務めてまいりました。家内に言わせると、私は御嵩オタクだそうです。家族よりも何よりも、この16年間は御嵩町を大切に思ってきました。そういう人生を歩んできたと思っております。議員おっしゃるとおり、私はかなり多くの事業を手がけてまいりました。先任が一切手をつけなかったところも、きちんと対応して実現をすることができております。何か今、悪者仕立てみたいになっていますが、私自身は仕事はしっかりしたと、そう自負しております。政治家というのは、何十年もたってから評価されるという側面もありますので、今はどうぞ御勝手にというふうに思っている程度でございます。

その中で、今も財政について云々と申し上げましたが、一番の肝は、目立たないですけど、行財政改革だったと思います。1期目、町長になって初めて知ることが非常に多くありました。御嵩町の財政は惨たんたるものでした。幹部職員に私はすぐ言いました。これから5年据え置き、前町長がした借金の返済が、元金が始まってくる。何にもやらない、お金がかかることとはいうことで、4年間本当にお金のかかることは何もやりませんでした。その際、ちょっと心配した職員が、町長、何にもやっていないですけど、選挙は大丈夫ですかと聞いたことがありますけど、何にもやらないでも評価されるということもあるんだということ、潔く2期目の選挙に臨んだところであります。

そういう点を職員たちに大変厳しく、それはやめたとか、そういう判断をその都度やってまいりましたので、それを手柄とか、そういうものを上げたいがためにやったことではありません。やはり御嵩町民のためにやったことでありますので、行財政のほうも目覚ましく回復したと。そういう自負心は、私は思っております。庁舎建設なんていうのは当時夢のような話で、冗談だろうという話になってくる、そんな状況であったと。ここ十数年かけて財政を立て直し、決して無駄遣いしないのを徹底してきましたので、庁舎を建てるだけの力が御嵩町には備わったと判断しております。土地が売れた部分もありましたけれども、それも一円たりとも使わず貯金に回しております。そのほかの財政上の余裕といいますか、借金を減らしたことによって金利も少なくなってきましたので、その分を全て使うのではなく、庁舎のほうの積立てに回していったと。これだけ余裕を持って庁舎をやるというまちは、私はないんじゃないのかなあと。先日、あるお食事の会があつて行ったんですが、ある町の町長は基金にそんなに持っているのとびっくりしていました。そういう意味では、御嵩町は体力という意味では、財政力そのものの体力を飛躍的に上げることができたと思っております。行政サービスを下げてまでやったことはございません。むしろ前町政よりも行政サービスも質の高いものに取り組んできたと思っております。

これも冗談と受け取った方が多かったと思いますけれど、私は新しい庁舎ができたとしても、町長室はここだということにしようと思っておりました。私は町長の椅子に座りたいとか、新し

いところに入りたいというそういう気持ちは全くないので、新しい庁舎には新しい町長がふさわしい、その考えの下でやってきました。何回も、多分職員たちには急がなくていいからと、ただ耐震化は急がないとなということでもありますので、一生懸命職員たちも頑張ってくれているというふうに思っています。職員たちにしてみれば、ここで150人もの者が働く、耐震率というのがあまりにも低いというのは、非常に残酷な状況を強いると、そう私は思っていますので、御嵩町議会、しっかりしていただきたいと思っております。

このような思いでありますので、誰が町長になれるか分かりませんが、ぜひ次の町長は財政を勉強しておられる方なら、多分私の残したものは意味がよく分かりますので、そういう方向で考える、いろんな選択肢を有していると思っておりますので、冷静な方に町長になっていただきたい、このように思っています。

なお、私は後継指名はいたしません。私自身がこれという人があれば、全力で応援をするつもりであります。以上であります。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

[8番議員挙手]

議長（高山由行君）

8番 山田儀雄君。

8番（山田儀雄君）

ありがとうございました。

私、3年半前の起承転結という町長の施政方針を聞いたときに、初めから4期で終わられるのかなあなんていう思いは、はっきり言ってありました。ただ、今現状を見てみると、本当に一番大きな庁舎建設問題、これが前に進んでいないという状況の中で、本当にこの前も町長の不信任案のときに、僕、福井議員にちょっとお尋ねしたら、二、三十億円でここの庁舎を耐震したい、こういう話でありましたけれども、耐震したといっても耐用年数が延びているわけでもなく、僕は前倒しというか、一時耐震するだけのような感じで、10年ぐらいたつとまた建設の話が持ち上がるのかなあなんていう思いがちょっとあったんですけども、ここまで来た中で今町長がおっしゃったように、今後、私の思いの人が出てきていけば後押ししていきたいと、こういう話でありましたけれども、何とか私はまちづくりの拠点となる庁舎を今の予定地で建てたいという思いは、7名は一緒なんですけれども、何とかその思いを遂げられるような人を町長も後継指名じゃないんですけれども、一緒になって探していただけるとありがたいと思いますが、その辺いかがでしょうかね。

議長（高山由行君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

私も約 30 年前、柳川さんという方を皆さん共同で発掘した立場でありますので、そこから御嵩町は大きく変わったというのも事実であります。人が変わると気分も変わるというところもありますので、ただ無責任に間違った数字を伝えるとか、仕組みを知らずに仕組みを述べるとか、そういう人はもう政治に関わるべきではないというふうには思っています。

特に、御嵩町は末端の基礎自治体というところですから、住民と直接つながる立場での仕事をしています。絵空事では済みません。そういう意味では、住民のいわゆる安全を守っていくということ、そして職員も守ってやらなければいけないのが私の仕事でもありますので、きちんと進めていただきたいものだというふうに思います。

発掘できた折には、山田議員にも相談をさせていただいて、応援体制をしいていくという協力をお願いするかもしれませんので、その節にはよろしくお願いいたします。以上です。

〔8 番議員挙手〕

議長（高山由行君）

8 番 山田儀雄君。

8 番（山田儀雄君）

ありがとうございました。

以上で私の質問は終わりたいと思います。

議長（高山由行君）

これで、山田儀雄君の一般質問を終わります。

続きまして、7 番 安藤雅子さん。

7 番（安藤雅子君）

議長のお許しをいただきましたので、通告書に従い質問をします。私の質問は、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動についてをお尋ねします。

御嵩町の学校運営協議会は、平成 27 年に上之郷小学校、平成 30 年に伏見小学校と上之郷中学校、令和元年に御嵩小学校と向陽中学校、令和 2 年に共和中学校に設置され、現在、町内小・中 6 校全てがコミュニティ・スクールとなっています。

御嵩町は、近隣市町村に先駆けてコミュニティ・スクールを立ち上げ、地域学校協働本部も令和 2 年に設置されています。この本部は、統括推進委員、社会教育指導員が当たってみえます。地域推進委員、これは 4 公民館長が当たってみえます。地域連携担当教員、これは各小・中学校の教頭先生が当たってみえますが、これらの 11 人の方で構成され、事務負担が増えないように既存の公民館・学校連絡会を発展させたものと伺っております。

コミュニティスクールについては、令和 2 年 12 月に奥村議員が一般質問をされており、当時の高木教育長は、各学校の地域と連携した取組を紹介されながら、コミュニティ・スクール

のあるべき姿として、先生が地域を理解し、地域とともに学校の重要課題を考えながら、地域の活性化につながる学校運営をすることと答えてみえます。コミュニティ・スクール以前は、各学校に学校評議委員会があり、評議員は学校の様子の報告を受け、学校運営に対する意見を述べるができるという立場でした。コミュニティ・スクールとなった今、学校運営協議会、地域学校協働活動が協力し合って、地域と共にある学校をつくることを目的とした活動を求められています。

1. 学校運営協議会の役目は、主体はあくまで教員であることを踏まえつつ、学校を核とした地域づくりを推進し、学校運営に関する基本方針の承認をする。

2. 地域学校協働活動は、子供を核とした地域づくり、地域と共にある学校を基本として、地域住民、各種団体、地域の事業所などが教職員、子供と一緒に地域全体で子供たちの学びや成長を支え、地域を創生するための活動をするもの。

3. 地域学校協働本部は、各関係者間のネットワークを強化し、コーディネートをしていくという役目だと理解をしていますが、御嵩町の各組織の動きは現在どのようになっていますか。

2つ目の質問です。

地域学校協働本部は、既存の公民館・学校連絡会というものを発展させたとのことでしたが、どのように発展をさせましたか。以前と変わったところはありますかということをお尋ねします。

3つ目の質問は、御嵩町に協働本部に所属する以外の地域推進員は見えますか。

4つ目の質問です。

現在、近隣市町村でコミュニティ・スクール化がどんどん進み、活発な議論をしながら事業に取り組んでみえます。一足早くコミュニティ・スクール化した御嵩町としては、一度内容を検証してみる時期に来ているかと思いますが、活動内容を検証してみる予定はありますか。

最後、5つ目です。

コミュニティ・スクールとして地域と共にある学校を目指すには、学校運営協議会、地域学校協働本部、地域学校協働活動メンバー、教職員、これらが同じ目標や情報を共有しながら連携を取って動いていくことが重要ですが、共通認識を持つための研修等の予定はありますか。今御嵩町に不足しているところは、この共通認識というところではないのかというふうに考えますが、これらの活動には熟議が欠かせないことがどの資料にもあります。今まで熟議がほとんどなされていないところが多いように見受けますが、各組織で熟議を行う考えはありますか。

以上5つについてお尋ねをします。御答弁よろしく願いいたします。

議長（高山由行君）

執行部の答弁を求めます。

教育長 奥村恒也君。

教育長（奥村恒也君）

それでは、安藤議員の御質問にお答えをさせていただきます。

学校運営協議会は、平成 16 年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、地域住民や保護者等の意見を学校に反映させる仕組みとして制度化されました。

また、地域学校協働活動及び地域学校協働本部は、平成 27 年に中央教育審議会が取りまとめた、新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方針についての答申において、地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地方を創生する地域学校協働活動を推進すること。その活動を推進する体制として、地域学校協働本部を整備することなどが提言されました。

さらに、平成 29 年に社会教育法の改正により、地域学校協働活動に関し、地域住民と学校との情報共有や助言等を行う地域学校協働活動推進員の委嘱に関する規定が整備されました。

これらの法改正等を受け、御嵩町におきましても、学校運営協議会、地域学校協働本部を設置し、地域学校協働活動を推進してまいりました。その経緯につきましては、議員の御質問の中で紹介いただきましたので、ここでは割愛をさせていただきます。

それでは、御質問の 1 点目、学校運営協議会、地域学校協働活動、地域学校協働本部の組織や活動の現状についてお答えをさせていただきます。

初めに、それぞれの組織、活動の概要と関連について述べさせていただきます。

学校運営協議会は、地域と共にある学校づくりを目指していくための組織です。保護者・地域が学校に対して第三者の関係ではなく、当事者として時代や地域の現状に合った学校運営の姿を協議し、変化に対応し続ける学校づくり、教育づくりを目指し、閉ざされた学校ではなく、地域に開かれた学校運営を推進していくための組織です。

また、地域学校協働活動は、学校を核とした地域づくりを目指す活動です。学校と地域が双方向の関係性の中で、子供と大人が共に活動することを通して地域住民のつながりを強め、活力ある地域づくりを進めることや、子供たちに地域に対する愛着心を育て、地域づくりの担い手を育てることを目指す活動です。学校におけるふるさと学習、放課後子ども教室、家庭教育支援、また地域における行事やイベント、お祭り、ボランティア活動などが具体的な活動として上げられます。子供たちの活動を通じた健やかな成長に地域住民が主体的に関わることで、参画の意識と充実感を感じ、地域が元気になっていくことを期待するものです。

そして、地域学校協働本部は、地域学校協働活動を推進していく母体となる組織です。この協働本部には推進員が配置され、地域と学校の橋渡し、コーディネーターの役割を担っています。保護者や地域の方と共に円滑な学校運営の方向性を示す学校運営協議会と、子供と地域を

つなぎ地域を元気にしていく核となる地域学校協働本部が一体となって、魅力ある地域学校協働活動を展開していくことで、子供たちの笑顔、地域住民の笑顔が広がっていくことを願っています。

それでは、現在の御嵩町における各組織、活動の状況についてお伝えをいたします。

現在、御嵩町の学校運営協議会は、各小・中学校において8名から10名の方に委員を委嘱し、学校運営に参画していただいております。委員には、町議会議員や公民館長、学識経験者や保護者、地域住民の方々をお願いしています。協議会は年2回から4回、各学校の実情に合わせて開催されております。協議会では、学校長からの学校経営方針の説明を受け、その承認を行い、学校の教育活動の運営に参画していくための共通理解を図ったり、また学校が抱える諸課題について保護者や地域としてできることは何かを考え、その解決に向かうための方策を検討したりしております。

また、学校経営方針にのっとり、学校と地域が協働して取り組むことのできる活動、地域学校協働活動ですが、これについて話し合いをし、実現に向けた検討も行っています。例えばふるさと学習や教科の授業、防災教育などで地域の方を講師に招いた活動の実施に向けた工夫や、地域行事への小・中学生の参加の在り方の検討などが上げられます。

次に、御嵩町の地域学校協働本部は、議員にも御紹介いただいたように、教育委員会事務局の社会教育指導員が担当する統括推進員1名、各地区の公民館長が担当する地域推進員4名、そして各小・中学校の教頭が担当する地域連携担当教員6名の計11名で構成されております。地域学校協働本部連絡会を年3回開催し、各学校行事、また公民館行事の中から連携を図ることのできる行事を決め出し、地域学校協働活動の実施の在り方を各中学校区ごとで検討し、実践しております。

具体的には、上之郷中学校区では上之郷小学校の防災教育、上之郷中学校の舳五山茶園活動、上之郷公民館の盆踊りの夕べ、また向陽中学校区では、中公民館の夏祭りやスポーツ大会、御嵩公民館の文化祭などへの行事への小・中学生のボランティア参加、共和中学校区では、伏見公民館の行事への小・中学生のボランティア参加、また名鉄広見線学習や防災学習など、小・中学校からの要望への協力などが上げられます。コロナ禍の影響で実施を見送った活動もありますが、今後、さらなる活動の充実を目指しています。

地域推進員の公民館長、地域連携担当教員の教頭は、各小・中学校の学校運営協議会の委員でもあり、学校運営協議会で話し合われたことが地域学校協働本部での検討にスムーズに反映されるようになっております。

次に、2つ目の御質問、地域学校協働本部は、既存の公民館・学校連絡会からどのように発展させたのかについてお答えをします。

以前の公民館・学校連絡会では、主に公民館行事への小・中学生のボランティアの参加や、公民館祭りや文化祭などへの子供たちの作品の展覧依頼など、公民館における諸行事について学校への協力依頼や連絡調整の機能を担っておりました。地域学校協働本部では、地域・学校双方の依頼や連絡調整にとどまるのではなく、例えば子供たちのボランティアの参加についても、地域の方々との関わりを深めていくためにどのような参加の仕方が工夫できるのか、またその準備をどのように進めていくとより成果が上がるのかという点にまで踏み込んだ話し合いを行い、地域の活性化、子供たちへの教育的意義を明確にし、意図的・計画的な活動の実現を目指した検討を重ねる場となっております。相互の関係が一方通行ではなく、双方向、ウィン・ウィン、ハッピー・ハッピーの関係へと発展強化された組織となっております。

3つ目の御質問の地域学校協働本部以外に地域推進員はあるのかについてお答えをします。

地域学校協働本部において、より充実した地域学校協働活動が展開できるよう、地域と学校をつなぐコーディネーターの役割を務めていただく方が地域推進員です。御嵩町では、先ほど申しましたように公民館長の方に地域推進員をお願いしております。現状では、この4名の方以外に推進員は置いておりません。

次に、4つ目の御質問、活動内容の検証はするのかについてお答えをいたします。

御嵩町における学校運営協議会を設置した学校、すなわちコミュニティ・スクールの在り方についての検証は、これまで御嵩町教育・夢プランの重点事業にも位置づけ、成果と課題を明らかにしてきました。これまでの成果として上げられることは、学校運営協議会として各学校において主体的な運営が行われるようになってきているということです。それぞれの地域の実情に応じて、特色ある学校経営が協議会の委員の皆様の御協力を得て実践されております。

例えば上之郷中学校区では、地域の著名な方を学校に招いて講演会を開催したり、伏見小学校では、子供たちの登下校の見守りを各種団体との協力を取りまとめながら実施するなどの活動が提案され、実現をされています。

また、課題として上げられることは、地域学校協働本部との連携のさらなる強化と、保護者や地域の方々への理解と協力を広げ、持続可能な組織・活動にしていくということです。

さきに申し上げましたように、学校運営協議会と地域学校協働本部が一体となって地域学校協働活動をより充実させ、学校教育の充実、地域の活性化を目指すことが、これらの組織、活動に求められるところです。これまで取組を重ねてくることで、学校職員や協議会、協働本部に関わるの方々には、その意義や関連についての理解が広がってきているところですが、相互が連携し、より地域に根差した学校づくりや活力ある地域づくりに向かうためにそれぞれの立場でどのような役割を担うことがより効果的であるのかといった検討が必要であると考えております。

また、関係者の方以外の保護者や地域の皆さんの理解と協力なくしては、活動の充実を目指せません。地域全体の理解と協力を得、持続可能な活動となるよう様々な場を活用して周知していくことが必要だと考えております。今後、さらにコミュニティ・スクールとしてのメリットを生かしていくことができるよう検証を重ねてまいります。

最後に、5つ目の御質問、研修や熟議の予定はあるのかについてお答えをします。

熟議とは、当事者による熟慮と議論を重ねながら問題解決を目指す対話のことを指します。学校運営協議会、地域学校協働活動などの研修等で繰り返し出てくる言葉でございます。この熟議の目的は、委員の共通理解を深めることや当事者意識を高めることにあります。どんな子供に育ってほしいのか、これからの子供たちに必要な力は何かなどのテーマについて、一人一人の委員が意見や質問を交わし合うことを通して、願いの共有化、方向の共通理解を図ることができ、同時に当事者意識を高めていくことができます。

熟議は、その内容と質が重要なポイントであると言えます。例えば伏見小学校では、学校運営協議会において、子供たちがどう育ってほしいのかをテーマに、願う子供の姿、子供に身につけさせたい力、その具体的な方策等について十分な時間を取り、委員全員で意見を出し合う熟議を行いました。こうした熟議がどの組織においても行われることが大切であると、議員御指摘のとおり考えております。充実した熟議が展開されるよう、研修の機会を積極的に提供・活用していきたいと考えております。

具体的には、協議会の場に講師を招いてコーディネートしていただいたり、組織や活動の意義や内容について学ぶ場を持ったりできる機会を提案・提供していくことや、ぎふ地域学校協働活動センターや地区の社会教育振興協議会などが開催する研修会やフォーラムを紹介し、積極的な参加を促していくようにします。特に、岐阜大学に拠点のあるぎふ地域学校協働活動センターでは、地域学校協働活動を支援する事業として、地域推進員の育成研修、地域連携担当教員の研修、社会教育関係者の研修、セミナーや出前講座への講師派遣などが実施されており、こうした事業を積極的に活用していきたいと考えております。

この2月には、地域学校協働活動フォーラムに社会教育関係者の方と共に学校運営協議会の委員の方や学校関係者も参加し、相互理解を深める研修を実施することができました。今後も地域と共にある学校、学校を核とした地域づくりを目指して、学校運営協議会、地域学校協働本部の充実を図り、魅力ある地域学校協働活動が展開されるよう取り組んでまいります。

以上で私からの答弁を終わります。

[7 番議員挙手]

議長（高山由行君）

7 番 安藤雅子さん。

7番（安藤雅子君）

御丁寧な御答弁ありがとうございました。

今お話をしていただいた中で、伏見小学校で本年度熟議をしたことにより、かなり有意義な熟議であり、意識を強くすることとか共通認識を持つということについて有効であったというようにお話があり、それをいろんなところにも、どの組織でも行われるようになっていくことが大切だとおっしゃいました。本当にそのとおりだと思います。今熟議をされている小・中学校はまだ少ないのではないのかなあと思っておりますので、ぜひこの熟議が進むようにしていただきたいのですが、この熟議というのは、ポストイットなどを使ったりしてお互いがいろいろ意見を出し合いながら、みんながどんなことを考えていて、みんながどんなことを望んでいるのかというのを洗い出していくのが熟議になってくるのかなあというふうに思います。

その際には、ファシリテーターという司会役の方の力量というか、力が大きく作用してくるのではないかなあというふうに思っております。ぜひ、このファシリテーターについても、もしあれでしたら県のほうに依頼をして、そういう専門的な技能の高い方がお願いできたら大変いいのかなあというふうに考えております。

あと、各種研修はいろいろ県のほうで行っております。教育長も述べられたようにいろんなものがあって、これからはたくさん取り入れていっていただけるというふうに考えておりますが、今年の2月に受けました研修でも、その研修があるということがメンバーさんのところにきちんと行き届いていなくて参加が少なかったというか、慌てて参加を申し込まれた方もあるというふうにお聞きしておりますので、その辺のところをなるべく大勢の方が共通の研修を受けて、先ほど教育長が言われたように、共通認識を持ったり、それから意識を深めたりしていくことができるようになっていくといいのかなあというふうに思います。

最後にですが、地域学校協働活動推進員について少しお話しさせていただきたいと思っておりますが、これは文科省がコミュニティ・スクールの検討会議の7月の中間まとめで、学校と地域をつなぐ役割を持つ推進員の配置や活動時間を増やすことを求め、そのための報酬や交通費、経費等の財政支援の必要性も訴えており、来年度の予算の概算要求に盛り込む考えがあるというふうに報告されています。コーディネーターとしての推進員の役割というのは非常に重要で、やはり充て職でいろんな役と兼務しながら片手間にやるというのでは、なかなか難しいのではないかなと思います。

1つ、これはちょっと提案みたいなものなんですが、今社会教育委員の方たちが一生懸命この地域協働活動というものについて取り組んで勉強してみえますので、まずはこの社会教育委員の方々には御協力を仰ぎながら、地域のコーディネーターとして研修を受けていただき、できれば各学校区ごとに、町全体の本部はありますが、各校区ごとにもこの地域活動の本部のよう

なものが、支部でもいいですけども、そんなようなものが立ち上がって、町の一番大元になる本部のほうにつながっていくという、そういう活動になるといいかなあとと思いますが、その点についてはどのように、社会教育委員の参加とかコーディネーターの育成についてですが、どのようにお考えかお聞きします。

議長（高山由行君）

教育長 奥村恒也君。

教育長（奥村恒也君）

ただいまの安藤議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まずファシリテーターの活用や研修の案内のことにつきましては、今後もそうした研修派遣の事業を活用しながら進めてまいりたいと思いますし、また研修案内につきましても、関係の方々に広く御案内できるように進めていきたいと思っています。

また、社会教育委員の皆様に参加をいただくということにつきまして、こうした社会教育委員の皆様は、本当に地域社会において幅広い見識と人と人とのつながりをお持ちの方々でございます。ですので、学校運営協議会、地域学校協働活動のさらなる充実のためには、ぜひとも御協力をいただきたいと思いますと考えているところでございます。

そのためには、まず今回、令和5年度、先ほどちょっと紹介をしましたぎふ地域学校協働活動センターが主催をしております地域学校協働活動推進員等の育成研修がございまして、その案内を公民館長の方々と併せて社会教育委員の皆さんにも御紹介をさせていただいております。できるだけ多くの方に御参加をいただいて、年4回の研修になるんですが、その研修を通してまた推進委員さんとして活動に参加していただけたらと思っております。

やはり、いかに組織や活動が持続可能な形をつくっていくのか、これがとても大切なところだということを思っておりますので、継続してそうした地域の活動に関わっていただける推進員の皆さんが位置づいていただき、また各校区ごとでの足腰の強い組織になっていただけたら、またそういう組織をつくっていけるように、教育委員会のほうでも検討を重ねていきたいと考えております。以上です。

[7番議員挙手]

議長（高山由行君）

7番 安藤雅子さん。

7番（安藤雅子君）

ありがとうございました。

本当にいい御答弁をいただいて、うれしいなというふうに実は今思っております。地域の方が学校の行事や何かに協力されて、子供たちと一緒に畑作りだったりとか、外に出ていった校

外学習の際などにいろいろ地域の協力があって子供たちとともにやってみえる事業というのは、御嵩町にもたくさんあるかなあと思うんですが、いかんせん主体的にそれをやったださっている方が高齢化されてできなくなったときに、その事業が継続されていかなくなるというようなケースも間々あるように伺っております。

ぜひ、この人でなければできないということもあろうかとは思いますが、そうでないような事業は組織的に継続して、子供たちがずうっと同じ体験を続けられるように取り計らっていけるような、そんな組織が出来上がっていくとありがたいなあと思っております。

御嵩町の子供たちが、いろいろな体験を通して、御嵩が大好き、御嵩で育ってよかった、僕、御嵩に住みたい、私、御嵩に帰ってきたい、そうやって思えるような地域との結びつきのある学生生活が送れるように、これからのコミュニティ・スクールに期待をして私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（高山由行君）

これで、安藤雅子さんの一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開予定時刻は10時35分といたします。

午前10時19分 休憩

午前10時35分 再開

議長（高山由行君）

休憩を解いて再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

受付順序の4番目、奥村悟議員と5番目、岡本隆子議員におきましては、町長への施政方針に対する質問がございますが、質問者との申合せによりまして、一般質問の上限時間を60分、町長への施政方針に対する質問時間の上限時間を20分と決めさせていただきました。

それでは、一般質問を続けます。

3番 奥村悟君。

質問は、一問一答方式とパネル等を用いての質問の申出がありましたので、これを許可いたします。

3番（奥村 悟君）

それでは、マスクを取らせていただきますがお願いします。

議長のお許しが出ましたので、さきに通告しておきました通告書に従い、質問をさせていただきます。

それでは質問に入ります。

今回は、大項目 2 点であります。

まず 1 点目、町文化財（史跡）の保存・整備についてであります。

史跡とは、文化財保護法によれば、貝塚、古墳、都城跡、旧宅など人類の活動の痕跡や場所のことで、人類の歴史を知る上で欠かせないものです。今後、研究する価値、つまり学術的価値があることや、国や地方自治体で認められているといったことが大事です。また、史跡の中で特に重要と認められたものを特別史跡としています。歴史の解明がいまだに進んでいない分野があり、そうした分野で考えられている仮説が正しいか否かの証明ができる文化財であることも史跡と認められている理由です。

令和 5 年、2023 年 1 月 1 日現在、国で指定された史跡は全国に 1,881 件、特別史跡は 63 件あり、岐阜県はそのうち史跡が 28 件、特別史跡はゼロ件です。令和 4 年、2022 年 3 月現在、国指定の史跡が多い都道府県ベスト 5 は、1 位が奈良県、2 位が福岡県、3 位が京都府、4 位が大阪府、5 位が神奈川県となっています。岐阜県の県指定は 18 市 11 町に 154 件あり、そのうち本町は 4 件あります。その 4 件は、東寺山 1・2 号古墳、宝塚古墳、中切古墳、山田横穴墓群になります。

このうち、山田横穴墓群は、私が住んでいる自治会にあり、俗称サバ山と呼ばれる凝灰質砂岩に掘られた 7 基のうち 6 基が現存しています。1 号墓と最大の 6 号墓はほぼ原型が残っており、1 号墓には後世に掘られた仏像と五輪塔が見られます。これらの横穴は、サバ山に掘られているので風化し、今では当時の原形をとどめなくなってきました。所有が伏見区山林組合のため、年一、二回程度草刈りをして管理をしています。この 1 月 29 日にも理事 10 名で早朝より草刈りを行いました。横穴までのこの一帯は急斜面で、草を刈るのが大変な作業になります。また接道している町道伏見 4 号線から横穴までの順路がはっきりしておらず、きちんとした道をつくってほしいという話も聞きます。案内看板も古くなって更新の時期が来ています。理事も年々高齢化が進み、今後管理をしていくにも頭を悩ませるところです。

最近では、古代史ブームから古墳を訪れるマニアが増えています。山田横穴墓群にも訪れる人をよく見かけます。クラブツーリズムでも古墳巡りツアーが行われています。去る 2 月 15 日には、史跡巡りを計画した瑞浪市のみずなみかたりべの会のメンバー 15 名が東寺山古墳や山田横穴墓群、高倉山古墳を訪れ、中山道案内人「偲歴会」が案内したとのことでした。

新聞でも取り上げられましたが、富加町の県指定であった夕田墳墓群、蓮野 1 号墳、夕田茶白山古墳が、長年の研究により令和 4 年、2022 年 11 月 10 日に国史跡に指定されました。本町では、御承知のとおり中山道の一部約 3.6 キロメートルが平成 28 年、2016 年 10 月 3 日に国の史跡に追加指定されています。南宮大社や竹中半兵衛で有名な垂井町の知人である前観光協会会長早瀬正敏さんが、私にこう言われました。国、文化庁は古い歴史のある自治体を大切に

思ってくれる。そのためにも歴史・文化を残していくのは、そこに住む住民の熱意がなければいけない。残るまちと消えていくまちの違いは、文化力があるかないかの違いだと、この言葉が強く印象に残っています。私もそう思います。幾ら整備、保存をしたとしても、地元の人たちが愛してくれなければ、史跡は地域から遊離し、場合によっては荒れていきかねません。歴史は、何もしなければ闇に葬られてしまいます。私たちがこの時代に行きた証をどう未来に残していくか、現在に生きる私たちに課せられているのではないのでしょうか。

そこで質問ですが、1つ、史跡も含めた県の指定の文化財は、岐阜県指定文化財保護事業という補助制度がありますが、荒れた史跡や管理ができないような史跡を、この補助金を活用し所有者の負担を軽減するなどして整備を進めるべきと思いますが、見解をお聞かせください。

2つ、富加町の夕田墳墓群は、13年越しの学術研究が実って国史跡になり、当然時間と労力はかかったと思いますが、本町の県指定史跡を調査・研究を行って国史跡に格上げできないのでしょうか。また、可能性を上げるならどの史跡でしょうか。

3. 復元が困難な史跡は、それに代わる方法として最近注目されているのがVR（仮想現実）やAR（拡張現実）で、タブレットや特別なゴーグルに過去の史跡を復元して見せる方法があります。このような手法を取り入れてみるのも面白いかと思います。町の見解をお聞かせください。

4つ目、岐阜県では令和3年、2021年3月に、岐阜県文化財保存活用大綱を策定し、未指定を含めた有形・無形の文化財をまちづくりになどに生かしつつ、文化財継承の担い手を確保し、地域社会が一体となり、その保存活用を計画的に推進していきます。その中に、文化財の保存活用を図るために講ずる措置として、市町村による文化財保存活用地域計画の作成の促進を掲げ、既にこの計画を作成している市は岐阜市、美濃市で、美濃加茂市、郡上市は現在作成中です。令和4年度、2022年に県がアンケートを取ったところ、作成を検討している市町村は可児市、御嵩町など27市町村に上ります。このように本町も作成を検討しておられますが、今後、具体的にどのように予定をされていくのかお聞かせください。

以上、答弁よろしく申し上げます。

議長（高山由行君）

執行部の答弁を求めます。

教育参事 筒井幹次君。

教育参事兼学校教育課長（筒井幹次君）

それでは、奥村議員からの御質問にお答えをさせていただきます。

御質問は、町文化財・史跡の整備・保存について4点いただいております。

まず1点目、県の補助金を活用して荒れた史跡や管理できない史跡を整備できないかについ

てお答えをいたします。

御嵩町には現在、国指定 15 件、県指定 11 件、町指定 38 件、合わせて 64 件の指定文化財があります。これら文化財の管理や保存については、原則として所有者が実施するものとなっています。しかしながら、文化財の管理や修繕には多額の費用が必要になる場合も多いことから、条件によっては補助金を活用することが可能となっております。補助金は、国指定文化財の場合は国・県・町・所有者の負担、県指定の場合は、県・町・所有者の負担、町指定の場合は町と所有者の負担となります。御嵩町において直近では、史跡整備事業として令和 2 年度から 4 年度の 3 か年で国指定史跡中山道の景観修繕等工事を、国の補助金である「歴史活き活き！史跡等総合活用整備補助金」を活用して、道路やのり面、水路などの修繕工事を実施しております。また、新年度、令和 5 年度には県指定史跡の伏見地内東寺山古墳と、中地内宝塚古墳の景観修繕事業について、それぞれの所有者が実施するため、議員御案内の県指定文化財保護事業費補助金の活用を予定しており、それぞれの所有者に対する補助金を当初予算案に計上しております。

今後とも、文化財の保存整備を促進するため、各種の補助金等を活用しながら所有者の負担軽減に努めてまいります。

続いて御質問の 2 点目、県史跡を国史跡に格上げできないものか。また、その可能性のある史跡を上げるとすればどの史跡かについてであります。さきに述べた御嵩町内の指定文化財のうち、指定史跡は国指定が中山道の 1 件、県指定は令和 5 年度に景観修繕事業を計画している東寺山古墳と宝塚古墳に加え、山田横穴墓群、中切古墳の計 4 件、このほか町指定が 6 件あり、合計で 11 件であります。この 11 件のうち、現在唯一国指定である中山道は、その一部区間である上之郷地内の約 3.6 キロメートルが指定されておりますが、この国指定に際し、平成 9 年度から平成 17 年度の 9 年間、国指定に向けた景観整備などを進め、指定に至った経緯があります。

議員の御質問の県指定から国指定への格上げについては、学識経験者による調査及びその成果や文化庁との協議とともに、格上げを目指す文化財が文化財として保存・継承していくための価値が高いことを具体的に洗い出し、学術的な根拠をもって指定していく必要があります。現在の指定史跡はどれも貴重なものであり、今後も適切な維持管理を行っていく中で、格上げの指定の必要性についても検討していきたいと考えております。

続いて御質問の 3 点目、復元が困難な史跡を、それに代わる方法として VR や AR を活用して広く周知できないかについてであります。

文化財は、長い年月の間に大きく姿を変えていくものが大半であり、当時のままの状況で姿をとどめているものはほとんどありません。そこで、VR や AR を活用した文化財の周知につ

いては有効な手法であり、近年目にする機会も多くなってきました。例えば奈良県桜井市の纏向遺跡では、AR技術により弥生時代末期から古墳時代前期の建物群をスマートフォンやタブレットなどで現地に再現することができるようになっており、観光資源としても有効なツールとなっているようです。

しかしながら、これらの作成には費用面のほか、目的や利用方法を明確にした上での活用が必要であると考えられます。また、仮につくるとすれば、先ほどの格上げと同様に、史実に基づく詳しい調査や研究により、確かで魅力のあるものにしていかなければなりません。

これらのことから、VRやARを活用した文化財の周知については、費用対効果を含め今後の状況を注視しながら研究してまいります。

続いて最後の御質問、岐阜県文化財保存活用大綱でいう文化財保存活用地域計画の作成はいつ頃を予定しているのかについてです。

平成31年4月1日施行の文化財保護法の改正により、都道府県による文化財保存活用大綱の策定と、それに伴う市町村による文化財保存活用地域計画の策定及び文化庁長官による認定などの指針が示されました。岐阜県では、令和3年3月に文化財保存活用大綱の策定を終え、各市町村に文化財保存活用地域計画の策定を促しているところです。この文化財保存活用地域計画は、各市町村が目指す目標や中長期的に取り組む具体的な内容を記載した市町村独自の文化財保存活用に関するアクションプランとして位置づけられ、市町村の文化財に関する課題や位置づけ、保存活用に関する方針などを定めるものです。計画の策定には協議会の設置が望ましいとされ、県、市町村の都市計画、教育、観光等の関係部局のほか、文化財の保存会やNPO団体、自治会、大学、学芸員等の多様な有識者などが参画し、各市町村の文化財保護審議会からの意見聴取を行いながら計画を策定することが示されています。

議員御案内のとおり、岐阜県内では岐阜市と美濃市の2市が策定を終えている状況です。御嵩町としましても、文化財保存活用地域計画について近隣市町村の動向も踏まえながら、策定に向けて前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上で、私からの答弁とさせていただきます。

[3番議員挙手]

議長（高山由行君）

3番 奥村悟君。

3番（奥村 悟君）

丁寧な答弁、ありがとうございました。

岐阜県の指定文化財保護事業ですけれども、これ令和5年度、来年度ですね、東寺山古墳と宝塚古墳をやっていただけるということで大変ありがたいことかなあというふうに思います。

所有者の負担も 25%ありますので、なかなかそういった所有者の希望というか、そういった理解が得られるかというのも一つあるかなというふうに思います。

私の自治会の山田横穴墓群については、先ほど言いましたけれども1号墓、先ほど五輪塔とそれから仏像と言いましたが、今既にはないんですね。何か壊れてしまって、せっかくそれが希少価値があると思ったんですけど、今見てみるとないんです。ほんでかなりサバですので崩けてきています。草刈りもしていますが、もしできますればこの文化財保護事業を使って少し整備ができないか、25%負担があるんですが伏見区の所有でございます、お金もたくさんございますので、少しの負担ならできるかと思っておりますので、やっぱりそれに向けてやっていただければなというふうに思っております。

それから、あと富加町の夕田墳墓群、これ13年越しということでしたけれども、僕、東寺山古墳については、国史跡でも指定できるような古墳だと思います。2つの山がありますから。これもぜひとも長い年月はかかりますがやっていただきたいなと思っております。その点についてちょっと2点、答えをお願いいたします。

議長（高山由行君）

教育参事 筒井幹次君。

教育参事兼学校教育課長（筒井幹次君）

それでは、奥村議員の再質問にお答えをさせていただきます。

最初の御質問というのは、山田横穴墓群の関係ですね。こちら既になくなってしまっているというようなお話でした。今、議員もおっしゃられましたように、25%の負担ということでありまして、今回実施をさせていただきます2つの古墳、史跡についても、やはり所有者の負担が発生するというので、なかなか大がかりな修繕とか、こういったことが難しいということでは現実としてございます。先ほど議員もおっしゃられましたように、幾ら保存整備したとしても、地元の人たちが愛してくれなければということが基本になってくると思っております。やはりそういった所有者の方を含めて地元の方々がどういう思いでおられるか、そこが重要になってくると思っておりますので、そういったことに向けて地元のほうでも御協議いただければというふうに考えております。以上でよろしいでしょうか。

2つ目につきましては、東寺山古墳につきましては、私も先日、生涯学習課長と一度現地のほうへ行って見てまいりましたけれども、前方後方墳というんですかね、県内でもなかなか珍しい形だということをお聞きしております。そういったものに対する保存ということについては、議員と同じように非常に重要なことと考えております。こちらにつきましても、地域の方、所有者の方がどういったふうに今後展開をされていきたいと考えておられるのか、そういったところを重視しながら、必要な、かつできる補助ということについては考えていきたいと考え

ておりますので、よろしくお願ひいたします。

[3番議員挙手]

議長（高山由行君）

3番 奥村悟君。

3番（奥村 悟君）

東寺山古墳については、私が保育園のときから、そばに保育所がありまして、そのときからあの山へ登ったりしておったんですけれども、古墳と全然、小さいですから知らなかったわけですけれども、浄覚寺さんが管理してみえますが、浄覚寺さんもかなり前向きですので、その辺のところよく協議していただきたいと思います。

それから3つ目の質問ですが、AR、VRについては費用対効果ということなんですけれども、例えば富加町なんかは、ドローンを飛ばして史跡を映像に撮って、それを公開したりもしてといったことなんですけれども、ドローンの活用はどんなふうを考えていますか。

議長（高山由行君）

教育参事 筒井幹次君。

教育参事兼学校教育課長（筒井幹次君）

ドローンの活用ということでありまして。これについても、やはり考え方としてはARやVRと同じかなというふうに私は印象として思っております。結局、先ほども申しましたように、そういったものをつくってどういった魅力あるものとして発信ができるのか、また史実に基づいた正確なものが御紹介できるのかといったところがポイントになってくると思いますので、先ほどのAR技術等を含めまして今後研究していきたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

[3番議員挙手]

議長（高山由行君）

3番 奥村悟君。

3番（奥村 悟君）

AR、VRはなかなか費用対効果が出ないと思うんですけれども、ドローンについては、御嵩町にアオキさんが見えますので、かなりそういったことについては熱心でお値打ちにやっていたいただけるかなと思いますので、やっぱりそういう地元におる方をどんどん使ってやっていただきたいというふうに思います。

それから4番目、この地域計画のほうですけれども、こういったものをつくって今後、県は何を言っているかといいますと、こういったことをやることによって、大いに県は支援するということでもありますし、国もそうなんです。ですから、そういったものを早めにつくっていた

だいて、国とか県の支援を受けていただいて、早めに整備をしていただくということなんですけど、具体的にいつまでというのはありますでしょうか。

議長（高山由行君）

教育参事 筒井幹次君。

教育参事兼学校教育課長（筒井幹次君）

御質問にもありました、具体的な方向性といいますか期限といったところですけども、先ほど御紹介をしましたように、県内で現在2市が策定済みであり、美濃加茂市等については作成中であるとお聞きをしております。県の支援につきましても資料等をいただいております、文化庁との連携調整等の支援であったりとか、作成に対する相談・助言といったようなことを支援していただけるというふうに聞いておりますので、こちらも視野に入れながら早期にということも考えておりますが、やはり先ほどのお話のように、いろいろな研究がかなり必要になってくるということでもありますので、その辺りの期間等を見据えながら、今後前向きに検討したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔3 番議員挙手〕

議長（高山由行君）

3 番 奥村悟君。

3 番（奥村 悟君）

はい、ありがとうございました。

私も史跡とか文化財の保存活用については、本当に文化力が大切かなと思います。その地域の方、行政も含めて地域住民の文化力が一番大きいかなと思いますし、やっぱり地域の方がいかにどうやって愛していくか、保存について、そういったことが必要かと思ったり、熱い思いとかありますので、私もぜひとも近くにそういった史跡がございますので、そういったものも熱く見守りながら活用していければなというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

これで1 番目の質問を終わります。

それでは、次の質問に移ります。

2 点目ですが、御意見箱等による広聴促進についてであります。

岸田文雄氏は、特技は人の話をよく聞くということだと語り、一昨年10月に総理大臣に就任しました。その前の自民党総裁選挙に立候補表明した8月26日の会見では、自民党に声が届いていないと国民が感じ、政治の根幹である信頼が崩れていると語り、その後の立候補会見では、10年余り国民の声を書きためたノート、いわゆる岸田ノートを示して、国民の声に耳を澄ますとも語り、聞く力をアピールし、岸田政権が誕生しました。

町長は、初めて町長に当選された直後の6月議会、平成19年6月12日の施政方針、所信表明で、私はまず現場に出向く、そして対話を持つ、その上で実情を把握し、皆さんと共に考え、行動して事に当たる所存でございます。こうした動きはおのずと重要政策の計画策定の段階から最終決定に至るまで、皆さんと大いに議論し、行政と町民の皆さんとの相互理解を図った上で、施策の展開がなされることにつながるかと思っております。そこで、選挙期間中にも申し上げてまいりましたが、住民の皆さんと直接膝を交えて行政懇談会、町政報告会を積極的に開催し、信頼関係の上に成り立つ協働関係をつくりたいと考えておりますと、このように述べておられます。これも岸田総理の言う聞く力に通ずるものがあり、住民の声に耳を傾け、きめ細やかなまちづくりを進めていくことではないでしょうか。この実現のために、発言の場を積極的に町民に与え、寄せられた声を町民と共に考え、町政に反映する意味で、町民から個別に意見、要望、苦情などを聴取する投書、封書、はがき、ファクス、御意見箱によって、広く町民から行政についての意見、提言、苦情などを聞くもので、町民一人一人と行政が密接にコミュニケーションを取る方法を取られました。

新型コロナウイルスの感染症により、この3年間、町民を集めて対話することがままならないものとなっています。役場の全組織が日常業務の中で町民の声に耳を澄ませ、そしゃくし、それをよりよい行政に改善していく仕組みが必要です。

私が昨年夏の議員研修、住民とのコミュニケーションで学んだことは、ちょっとお手元に皆さんのところに資料をお配りしていますが、ちょっと見ていただきたいんですけど、役場庁舎の「庁」の字は、旧字体で「廳」と書きます。屋根のある室内、まだれで耳を王様のようにして14の心に耳を傾けて、素直に心を込めて話を聞くところと解釈できます。住民の声に耳を傾け、それに答える場が役場ということだろうと思います。

御意見箱と聞けばすぐ思い出すのが、目安箱ではないでしょうか。江戸時代の享保6年、1721年に徳川吉宗が始めたものだと聞きます。目安とは訴状のことであり、政治・経済から日常の問題まで、町人や百姓などの人々に要望や不満を直訴させたことに起源があるそうです。御意見箱は、自治体や企業においても数多く使われています。このように、徳川吉宗以降300年にわたって継続してきたことは、それだけ有用性が高いと言えるでしょう。今、本当に機能しているでしょうか。疑問です。町民の方からも、投書したけれど返事や回答が返ってこないという話を聞きます。コロナ禍だからこそ御意見箱を大いに利用してもらおう工夫が必要ではないでしょうか。

第7次御嵩町行政改革大綱の中で、1に町民ニーズに対応した柔軟な行政運営の推進、(2)で町民と協働したまちづくりの推進で、町民がまちづくりへ参加する意欲を引き出すために、町民がSNSなどを活用し、自ら行政情報の発信主体となっていくことを目指して、広聴機能

の充実を図るとなっています。この中でSNSとは、ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略ですが、今はデジタル社会ですから、こういったものの活用も大切ですが、アナログ世代でパソコンを持たず、町のホームページを見ない町民も、意見や要望を抱えているかもしれません。そのために御意見箱は必要なのです。また、意見を寄せていただいた町民と行政のやり取りの内容を、全町民に公開すべきです。町民に次々と新しい意見、要望が生まれる好循環が起きて、町民参加のまちづくりになっていくと期待されます。

そこで質問ですが、1つ目、御意見箱や封筒などで寄せられたアイデアや提案はありましたか。それはどのくらいであったのか、それを参考にして町政にどう生かされたのかお聞かせください。

2つ目、町民から寄せられた意見や質問と町からの回答は「ほっとみたけ」に掲載されることもあります。ほんの一部です。意見、質問と回答を分野別に見やすく分類してホームページ上に紹介、関心のある内容を誰もがみられるよう公開できないものでしょうか。

3つ目、まちの御意見箱や「あなたの声を町政に」の過去5年間の受付件数の資料をいただきましたが、「あなたの声を町政に」では毎年30件程度、町への御意見箱では5から17件と、非常に少ないと思いませんか。それだけ行政に関心がないといえそうですが、果たしてそれでいいのでしょうか。町民一人一人の生の声を聞く仕組みがうまく機能しているとは思えません。いかに町民の声を引き出すか、町民の生の声を政策や行政運営に生かすことは、質の高い経営を行う上で必要不可欠ではないでしょうか。政策決定に活用する仕組みをいま一度見直す必要があると思いますがいかがでしょうか。

以上、答弁よろしく申し上げます。

議長（高山由行君）

執行部の答弁を求めます。

お三方の答弁がありますが、まず最初に、民生部長 小木曾昌文君。

民生部長（小木曾昌文君）

奥村議員の2つ目の質問、御意見箱等による広聴促進についてのうち、1番目の町民から寄せられたアイデアや提案を町政にどう生かされたかについてお答えします。

町民から寄せられた意見の件数は、種類別の令和5年1月末現在で、「あなたの声を町政に」は21件、自治会要望は46件、御意見箱や任意様式で提出された意見は26件です。ここ数年は20件から30件程度で推移をしています。これらの寄せられた意見は、住民環境課で所管課に振り分け、回答を集約しています。時間がかかるケースもありますが、匿名を除き、御意見をいただいた方へ文書で回答をしています。

意見の内容としては、「あなたの声を町政に」や御意見箱などは主に個人から寄せられ、町

の施策や職員対応への苦情のほか、公共施設の運用や利用などの改善要望、隣近所のごみや草木繁茂など生活環境改善への要望など身近な困り、悩み、疑問、改善が多く寄せられています。内容により担当課が現地へ赴き、可能な範囲で対応させていただいておりますが、住民の方の様々な声を聞く貴重な機会となっています。

自治会要望は、地域の草木の繁茂対応や道路、水路、交通安全施設、環境整備などへの改善要望が多く、担当課が自治会長と協議し、緊急性など優先順位をつけて対応を行っています。自治会要望は、場所、状況写真、改善内容など図示させていただいており、緊急性が高いものもあり、地域の安全・安心につながっています。

以上で、私からは町民から寄せられたアイデアや提案を町政にどう生かされたかの回答とさせていただきます。

議長（高山由行君）

続きまして、総務部長 各務元規君。

総務部長（各務元規君）

それでは、奥村議員の質問に、民生部長に続いて私からは2点目と3点目の質問に答えさせていただきます。

初めに2点目の意見と回答をホームページで公開してはについてです。

最近では、スマートフォンやタブレットなどのデバイスの普及により、インターネットがより身近になったこともあり、町のホームページのお問合せフォームから様々な御意見をいただいております。その件数は、令和4年度の現時点で337件いただいております。ここ数年のホームページ経由で寄せられる御意見、御質問の数は、アナログ方式に比べ年々増加傾向にあります。いただいた御意見には、行政運営上の改善や政策決定のためのニーズ把握につながる御意見もある一方で、内容、趣旨が不明確なものや誹謗中傷的な内容など、公共性及び中立性を損なう御意見も存在します。お寄せいただいた意見や質問等、町の回答のホームページ掲載については、現在公開を希望するか否かの意思確認を投稿いただく際に行っておりません。仮に公開を希望する意見であっても、個人や居住地区などが特定されるおそれのある内容や、公共性及び中立性を損なう御意見もあり、取扱いには慎重を要すると考えています。これらの判断基準や公開方法等の課題もあることから、先進自治体での行政運営や政策決定への活用事例を参考にしながら効果を検証してまいりたいと考えています。

次に、3点目の意見などを政策決定に活用するための仕組みの見直しについてです。

住民の意見を政策に反映するために、町では今までも、政策の方針や方向性を決める各種計画などを策定する際には、町の設置する審議会や委員会等に多数の住民の方に委員として参加いただき、深い議論をしていただいております。その議論のベースとなる資料として、住民ニー

ズや意識を把握するためのアンケート調査において、自由記述式により広聴の機会を設けたりパブリックコメントを実施するなど、多くの住民の方が何らかの形で参加いただきながら、政策や行政運営に生かしています。

また、各地区に出向いて、町の政策などの説明を行っている行政懇談会や、町長が住民の皆様と直接対話し声に耳を傾ける町長と語る会などは、行政の課題や住民ニーズを確認することのできる貴重なタウンミーティングであると考え開催してきました。ほかにも住民が知りたい質問や情報に対応できるようAIチャットボットを導入したほか、ホームページであればどのページからも意見や提案が投稿できるよう、お問合せフォームを整備しています。さらに、令和5年度に導入予定のL o G oフォームを活用すれば、写真の添付なども可能になり、より具体的な御意見を聞く環境も整備することができます。

今後も、住民の視点に立った行政運営を図るため、様々な方法やツールを用いることで、様々な住民の意見や潜在するニーズを広く把握し、町政に反映していきたいと考えています。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

議長（高山由行君）

それでは、町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

奥村議員の質問にお答えをさせていただきます。

非常にアナログではありますけれど、私は土曜日、日曜日、休みがいただけたときには、生の情報を得るために喫茶店巡りをします。そういうところで語られることに、非常にまちづくりについてのヒントが出てくる、具体的に指摘を受けることもございますので、そうした行動は、町長、これで16年目になってはいますが、必ずしているということでもあります。

そういう意味では、いわゆるアナログでの意見、提言、苦情というものは、今後もいただき続けなければいけないと思っております。ただ、ツールの変化が現在進行形で起きているのも事実でありますので、これらもどう対応していくのか、今、部長が答弁いたしましたように数が多いですので、職員だけで抱え切れるかという心配をしております。また、非常に匿名性が高いということもありますのでなかなか対応しづらいと。その点アナログのほうは、これもやっぱり匿名で出される、殴り書きをただで名前も住所も何も書いていないというのも多々見られます。ただ、返信が必要なものとするものについては、私のところに決裁書類として回ってまいりますので、それをチェックした上で、赤を入れたりこういう返信は駄目だということを書き直させるということもあります。私の考え方に基づいて、職員にそうした行為をさせているのが現状であります。

どちらにしても、こういう意見や苦情、提言などは大切に思っておりますので、これまでど

おり姿勢を変えずに取り組んでいきたいと思っております。したがって、でき得れば返信をしたくとも、逆にしたいと思ったとしても匿名であって出せないというものもありますので、返ってこないと言っておられる方が本当に名前も書いていただけたのかどうか分からないです。その点は判断をする前に、奥村議員もぜひ書いたほうがいいよということをアドバイスしてあげていただきたいと思えます。

今後、ますますツールがいろいろできてくると思えますので、それらに対応できる体制というものも大切だと思いますので、考えていくべきテーマだと、非常に重く受け止めているという答弁とさせていただきます。以上であります。

[3番議員挙手]

議長（高山由行君）

3番 奥村悟君。

3番（奥村 悟君）

町長、ありがとうございました。

私も同じような世代ですのでアナログ世代でございます。町長が喫茶店と言われましたが、よく町長の車が止まっているところをよく見かけますので、また話を聞いてみえるかなあというふうに思いますけれども、やっぱり生の声を聞くというのは大事ですわね、当然。そういったことで、平成19年に町長が初めて当選されて、この御意見箱については平成20年にスタートしたということをお聞きしていますので、町長はやっぱりそういった公約の中で次の年に始められたかなあというふうに私は思っております。

2点ちょっとお聞きしますが、民生部長のほうですけれども、各ふれあいの窓口のほうへいろんな意見、投書が寄せられますが、「ほっとみたけ」のほうには、ごみの出し方とか苦情とかそういったものを、見たことあるんですけれども、そういったものを定期的に出していくお考えはないでしょうか。

議長（高山由行君）

総務部長 各務元規君。

総務部長（各務元規君）

広報へのというお話でしたので、総務部のほうから答えさせていただきたいと思えます。

いろいろな意見をいただいております。そういった中で、特に内容として露出させていたたくものは、やっぱり皆さん、住民の方が困っているような内容とか、皆さん共通したような内容をできるだけ紙面で載せさせていただいているというような考え方で進めさせていただいておりますので、全てを載せるということではなくて、誰もがああそういうことかということを感じられるようなものを中心にピックアップして載せさせていただいているというのが正直なと

ころでございます。

[3 番議員挙手]

議長（高山由行君）

3 番 奥村悟君。

3 番（奥村 悟君）

技術革新で SNS だとかそういった時代でございますが、他市町村によってはいろんな SNS を活用しておりまして、御嵩はフェイスブックだけですかね、美濃加茂市なんかはフェイスブック、ツイッター、インスタグラムを使って情報発信をしていますわね。そこから意見も寄せていますし、今度、令和 5 年度から新しい予算措置して LINE アプリを活用した市民からの投稿を考えております。そういったふうで、今後そういった SNS の活用というのは当然大事ですから、いろんな媒体を使って住民の声を聞くというのは大切かというふうに思います。

1 つ、先ほど誹謗中傷なんかがあるということでありましたけれども、私思いますに、意見だとか公開、公表すると言いましたですね。そういったことについては、その不当な口利きや働きかけを行おうとする者にとって、町民の批判とか社会的な批判を受けることになるので、当然、なりますわね、そうなる前に、不当要求だとか圧力の抑止力になるんじゃないかと思えます、そういったところにアップするということは。そういうことにしたことによって、情報を共有した町民が、町政への積極的な参加を促すということになると思うんですね。この投稿があったら、私もこういう意見があったということになれば、それが波及効果となって出てくるんじゃないかなというふうに思います。

行政の透明性の確保と職務の適正化を進めるために、意見の記録をするということは大事です。見える化をしていっていただくということは大切かなというふうに思いますので、私いつも思いますに、行政が出す広報とそれから住民から受ける広聴、それは車の両輪かと思えます。片方ばかり一方的に出しても住民から吸い上げなくてはできません。住民から一方的に苦情とかそういったものを受けて対応できなきやなりませんけれども、そういったものを両方釣合いを取りながら、広報と広聴を車の両輪に例えて進めば、行政もうまく進めていかれるかなというふうに思います。以上です。質問を終わります。ありがとうございました。

議長（高山由行君）

これで、奥村悟君の一般質問を終わります。

引き続き、町長の施政方針に対する質問をお願いします。

3 番 奥村悟君。

3 番（奥村 悟君）

それでは、通告いたしました町長の施政方針に対する質問をいたします。

御嵩町ゆかりの戦国武将の魅力発信についてであります。

さきの開会のときの2ページの部分ですけれども、町長が言われた施政方針でございますが、2ページのところですね、観光政策のことについて町長が言われておりますが、町長のほうは、当選されてからまちづくりについては強い思いがあると思います。この言葉だけではなかなか真の思いが伝わらなかったもので、今回、この場で町長の真の思いを聞きたいと思って質問をさせていただきます。

町長は施政方針の中で、願興寺で生まれ幼少期を過ごしたとされる戦国武将、可児才蔵については、これまでも町を挙げてその歴史を検証するとともに、町内外で広く周知を図ってまいりました。令和5年度には、晩年を過ごした広島県の才蔵寺に伝う可児才蔵やりのレプリカの作成を行い、展示及びイベントなどでの活用を図りながら、引き続き積極的にPRする機会を設けて、御嵩町ゆかりの戦国武将としての認知度向上と観光誘客にもつなげていきたいと考えておりますと言われております。やりのレプリカの作成事業に178万円を予算計上し、活用していくとのことです。

以前に、可児才蔵の武者絵を100万円で購入され、そのときにも活用方法や費用対効果について議論させていただきましたが、そのときから2年余りが経過し、具体的なものがはっきり見えていません。可児才蔵のやりのレプリカについては、令和4年9月第3回定例会の清水議員のまちづくりについての一般質問に、田中企画調整担当参事が、可児才蔵の魅力発信で才蔵所有と伝わりますやりのレプリカを制作し町内施設で見触れることができるようにすると答弁されていますので、このことからレプリカを作成することになったのではと推察します。

私も以前、町長に中山道の歴史を軸とした観光行政についてと題して質問させていただいたように、御嵩町にゆかりのある戦国武将、可児才蔵の魅力発信をしていくことが何よりだと考えています。そのときに町長は、観光というのはきちんと芯を持って取り組み、臨機応変に対応していくことが大切だとも言っておられます。願興寺を核にして中山道御嶽宿、伏見宿を活性化していくことが、御嵩町にとって大きな魅力だと考えます。

今、想像するに平成、令和の大修理を終えた願興寺の魅力は、計り知れないものになると推察します。さらにそこで生まれ、幼少期を過ごしたと伝えられる可児才蔵を軸にしてまちづくりをやっていくことこそが、御嵩町にとってさらなる魅力発信だと考えます。町長は、可児才蔵やりレプリカを作成し、その効果により認知度向上と観光誘客を行っていかれるとのことですが、その方法についての具体策をお聞かせください。

議長（高山由行君）

答弁を求めます。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

それでは、奥村議員の私の施政方針に対しての質問にお答えをいたします。

こうしたことは、きちんとストーリーに乗っていくべきだと思っています。芯という言葉が奥村議員使われましたが、中山道御嶽宿の芯はやはり願興寺しかないと思っています。我々がどう頑張って何か建てたとしても、それが芯になる、核になるとは思いません。国の重要文化財である願興寺、これをどう、まずは町民が知っていくか。そして、外に発信していくかが一番の問題だと思っています。現段階で分かっていることは、大修理が令和8年に竣工するであろうということであります。また、その竣工時には、大きなイベントを企画するであろうと思われることのみであります。ただし、そのイベントの規模などは現在のところゼロベースであります。そして、このイベントはやはり民の側が立ち上がって、その上で行政のほうを支えるという構図が一番望ましいと私自身は考えております。

先ほどストーリーというお話をしましたけど、令和8年にそうしたことが企画されるとしたら、もう既に令和5年度になりますので、可児才蔵との関係などもきちんとまず町民の方々にも知っていただく、その上でいろんなツールを使っての発信をしていくということが、令和8年の大修理竣工に非常に有意義であると考えております。才蔵の絵について問われておりますが、100万円かけたわけでありますけれど、戦国最強の武将と呼ばれた男、可児才蔵展というものを購入した際に開きました。約2か月半の開催でありましたけれど、その際には4,786人の観覧者がお見えになったということで、これが多いのか少ないのか、ちょっと私、こうした展覧会がどういう規模で行われてどのくらいが望ましいのかというのがあんまり分かっておりませんので、ただ、かなり多くの方が見ていただけたと思っています。

この武者絵については著作権も買い取ったわけですので、御嵩町が何に使おうとしてもそれはできる、可能であるという考えであります。既に舩五山茶、上之郷中学校が頑張ってくれている舩五山茶については、パッケージに才蔵の武者絵が載せてある。この舩五山茶は、才蔵茶として岐阜関ヶ原古戦場記念館で常時販売していただけるのが令和5年、多分4月からということになるかと思えますけれど、そういうお約束ができています。才蔵茶とわざわざ名のつた上で、武者絵を利用したお茶の販売をするということでもあります。

まちづくり関係の団体は幾つもありますので、何らかの形で広報されるようなときに、この事業者やまちづくり団体が才蔵のこの武者絵を使っていただくのは何ら止めることはいたしませんので、大いに利用していただけたらと思います。

次に、令和5年度の予算内に記してあります才蔵寺、いわゆる晩年を過ごした可児才蔵の建立したお寺でありますけど、この協力を得て、可児才蔵三叉槍のレプリカやPRあんどんを作成いたします。三叉槍というのはやり、三つまたになっているやりで、ヨーロッパでも使われ

たような武器でありますけれど、このレプリカを作らせていただきます。これを常時、中山道みたけ館に展示していくつもりですが、何かイベントがあった場合には貸出しもあり得るんだと。触っていただくようなイベントがあれば、望ましいなと思っております。今の旅行というのは、観光というのは結構アクティブなものが多いですので、そうしたせっかく作るものを利用していただけたら、これは非常にありがたいと思っております。樹脂か何かで作るようですので、鉄ではちょっと許可が下りないというようなことも思っておりますので、少なくとも同じ形のものを作るということにしております。

次に、ササの短冊を作成する予定であります。才蔵は晩年、頭の病に取り組んだようであります。そこから、才蔵寺へ行くということ、お参りをすると頭がよくなるということらしいですので、才蔵寺の、自生しているんだろーと思っておりますけれど、私も1回行ったことがありますけれど、ササを移植しました、御嵩町側に。そのササの葉を使った短冊で願い事を込めていただくという手法を考えています。これもやはり参加型のものにしていきたいということで、各願興寺を中心としたスポットがありますので、そういうところに飾っていきたいというふうに思っております。

次に、名鉄広見線活性協では、才蔵の謎解き巡りというものを企画しております。これは、名鉄広見線を利用していただいて参加型でいろんな謎解きをしていくことによって、才蔵に対しての情報を多く入手していただきたいとの考え方です。

先ほど、次はないと私申し上げましたけれど、常にこういうものは補助金であるとかいろんなことも関係してきますので、前年度から用意しないとできない事業というものが多くありますから、新しい町長がやめたと言えればそれはやめられますので、私も新町長になった際にこれはやらないと決めたことはやりませんでしたので、これは新しい町長が判断することだと思いますので、今のところはそうした願興寺、令和8年竣工に備えての一つのストーリーであるという解釈をしていただけたらありがたいと思います。以上です。

〔3番議員挙手〕

議長（高山由行君）

3番 奥村悟君。

3番（奥村 悟君）

町長、ありがとうございます。

願興寺が令和8年に完成するわけですがけれども、それまではストーリーと言われました。やっぱり願興寺と可児才蔵は切っても切れないものですから、やっぱりそういったもので今後いろいろな展開をしていくというのが大事なあとというふうに思います。

あとまあ、これ県ですか、補助金を半分ぐらいもらえますので、当然、実績報告か何か出さ

ないかんですね。どういうふうにご利用したとかどういうふうに生かしたかというのを当然補助金の中には書いていかないかんわけですから、当然しっかりされるかなというふうに思います。

町長、先ほどの山田議員の質問で、今回で退任されるということなんですけれども、あと町長の思いとしてまちづくり、私、町長が就任されてからもまちづくり課長もやりましたけど、町長の本当にまちづくり、御嶽宿、伏見宿の思いは強いわけなんですけれども、何か辞められてから何かやるとか、ちょっとお答えいただけますか。

議長（高山由行君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

しばらくはゆっくりしたいと思っておりますし、やはり家族もかなりのプレッシャーの中で生活してくれましたので、それを慰労していきたいというふうには思っております。あとは、一町民としてできることがあればお手伝いさせていただくということになるかと思っておりますので、奥村議員も、議員として再びここで活躍していただきたいと思っておりますので、ぜひ頑張ってください。

ただ、あと3か月ありますので、1年のうちの3か月ってかなり長いですから、放置状態にはできないと、そういう責任は感じておりますので、しっかりとお勤めしたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

[3番議員挙手]

議長（高山由行君）

3番 奥村悟君。

3番（奥村 悟君）

私、まちづくり課長もやらせていただいて、町長の命を受けて、思い起こして平成22年5月23日にわいわい館のオープンの式典があったわけです。この日は本当に小雨が降るところでテントの中にも雨が滴っておりました。そのときに町長が、わいわい館ですね、さんさん広場もそうなんですけれども、こういった施設は造って終わりではないと、これからどうしていくかが課題だということをちょっと言われました。私はずっとわいわい館の館長もやらせていただいたんですけれども、本当にわいわい館をどうして生かして、住民のためにもてなしができて喜んでいただけるかなと、そういう思いの中でやってきた思いです。議員になってからもそうですけれども、この5月23日の町長の言われた、こういった施設は造って終わりではない、これからをどう生かしていくかが課題であると、そういつて言われたことが、12年たった今でも頭の中にすごく入っております。

ですから、今回のやりのレプリカでもそうですけれども、本当に観光誘客につなげて本当に

活用していただいて、皆さんに本当に住民の方に喜ばれる、可児才蔵は御嵩の宝だというふうなふうで進めていっていただきたいなというふうに思います。

私、最後のそういった思いで述べさせていただきました。これで質問を終わります。ありがとうございました。

議長（高山由行君）

これで、奥村悟君の町長の施政方針に対する質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開予定時刻は午後1時とします。

午前11時47分 休憩

午後1時00分 再開

議長（高山由行君）

休憩を解いて再開いたします。

午前に引き続き、一般質問を行います。

11番 岡本隆子さん。

質問は、一問一答方式の申出がありましたので、これを許可します。

11番（岡本隆子君）

それでは、お許しをいただきましたので、今日は大きく一般質問のほうは2つの問題について質問をさせていただきます。

1点目です。

リニア残土に関する諸問題についてということで、そのうちの1つ目、環境省選定の重要湿地の件を町民に公表しなかったことに関して、町長は町民に謝罪すべきではないかという点について質問をいたします。

令和4年第4回定例会の一般質問で、重要湿地をめぐる町の環境省への不明朗な対応と町民に対する重要湿地の情報提供責務違反についてというテーマで質問をいたしました。町長は、盗掘を防ぐために、環境省の重要湿地に選定されたことを町民に知らせなかったと答弁されました。この答弁に対して、次の2点について質問いたします。

1点目は、美佐野ハナノキ湿地群が環境省選定の重要湿地であることを公表しなかった事実に対して、町長は町民に対して謝罪を求めるものです。

その理由は以下の2つです。

町民から追及されなければ、そしてメディアが報道していなければ、環境省が美佐野ハナノキ湿地群を重要湿地に選定したということは闇に葬られ、町民は何も知らずに残土置場に美佐野ハナノキ湿地群のところがということですが、残土置場にされていたのかもしれませんが、重

要湿地であることを隠していたと追及されるまで言わなかったという事実は、重大なことであります。町民から追及されなければ、それをいいことに町は公表してこなかった。町民への信頼を激しく裏切る行為であり、不信感が払拭できません。環境省や富田先生を招いての重要湿地に特化した勉強会の開催は評価できますが、だからといって隠してきた事実は消えません。これが謝罪すべきであることの1つ目の理由です。

2つ目の理由として、町の環境基本条例では、第16条に町の責務として町の環境の状況及び環境の保全と創造に関する必要な情報を積極的に提供しよう努めることを規定しています。したがって、環境省の選定を受け取ったら、速やかに町民に公表すべきであったはずですが、

この積極的な情報提供の規定は、本条例の大きな目標である環境保護への取組と環境教育、双方の強化を図るよう、町に求めたものです。この責務を6年間遂行せず放置してきたため、町民の環境の保護の取組と環境教育や啓発に大きな遅れと、それによる環境保全そのものと、町の環境保全の施策に遅延を生じさせたおそれがあります。具体的な一例としては、真多羅ため池の堰堤を切ったことによる動植物などの生物多様性の損失が予想されることが上げられます。

以上2つの理由から、美佐野ハナノキ湿地群が環境省選定の重要湿地であることを公表しなかったことに対して町長の謝罪を求めますが、いかがでしょうか。

2つ目です。

美佐野ハナノキ湿地群を保護区に指定することについての見解はどのようなものでしょうか。盗掘とは、どのような生物を想定されて言われておられるのかは分かりませんが、美佐野ハナノキ湿地群は、ハナノキのほかにも希少種が多数生息しています。その生態系保全には、盗掘を防ぐため公開しないという町長の個人的な思いではなく、町の総合的な環境保護施策が求められています。

町の希少野生生物保護条例は、第3条で希少野生生物の積極的保護の施策、策定と実施を町の責務として求めており、第15条で希少野生生物の生息への支障防止のため保護区域指定を規定しています。これらの条項に基づいて、美佐野ハナノキ重要湿地群の東は押山川から西側、木屋洞川までの全区域の保護区指定を求めます。

環境省の重要湿地選定の後になり、遅きに失するとはいえ、速やかに実行していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

これが2点目です。

3点目、美佐野自治会、次月自治会に出向いて、住民の声を聞くべきではないか。

第5回フォーラムにおいて、美佐野地区で役員をしておられる方から質問が出ました。フォーラムは不安の解消、理解促進に努めるためであるとおっしゃっているが、不安の解消、

理解の促進になったのかということをごどのようにして確認されるのか、またそれが不安の解消ができなかった場合、どう判断されるのかという質問でした。

これに対して町長は、そもそも論からいくと、私がJR東海の発生土の有効活用について早速手を挙げた理由というのは、美佐野地区から随分お願いされていたからです。要望としてさっき言ったように、ゴルフ場跡地を何とかしてくれということがありましたので、勢いよく手を挙げたと、これでお役に立てると思ったんですけど、今反対と言っても、そうでない人もかなりお見えになるということは感じていますので、それらを冷静に、漏らしていくような判断にならないようにしていきたいと思っていますと答えられています。

反対でない人もかなりいると言われているわけですが、本当にそうでしょうか。美佐野地区では、自治会を挙げて「リニアトンネル汚染残土処分場反対」という大きな看板を設置されたのを町長は御存じですか。町長は、住民投票をやれという人がいるが、大抵ノーですともおっしゃっています。町長は反対でない人もかなりいると言われながらも、住民投票をしたら大抵はノーだと思っておられるようです。先ほど述べたフォーラムでの質問で出された不安が解消されたのか、議会は進んだのかということに対して、地元の美佐野や次月自治会へ出向かれて、直接話を聞かれるのが一番ではないかと考えます。

町長は、上之郷公民館での意見交換会は開催されましたが、地元へ出向くということは一度もされていないと思います。最終判断の前にぜひ美佐野自治会、次月自治会へ行って、地元の声を聞いていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

以上、リニアトンネル残土問題に関して大きく3つ質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（高山由行君）

執行部の答弁を求めます。

まず最初、企画調整担当参事 田中克典君。

企画調整担当参事（田中克典君）

岡本議員からの御質問3点のうちまず1番目について、私から重要湿地の公表に係る環境省等への確認及び真多羅ため池の廃止に係る手続の経緯についてお答えいたします。

まず平成25年1月に町有地、現在のJR東海の置場計画でいいます候補地Bの情報を町から県を通じてJR東海に提供しました。その後、平成27年2月に美佐野地域が重要湿地の候補地となる可能性について、町から環境省に確認をしたところ、東濃丘陵湿地群としての指定は検討中であるが、町内では前沢湿地以外の指定を考えていないという回答があったとの記録がございます。

しかし、同年8月に環境省から重要湿地の選定公表に向けた確認依頼文書を受領したところ、

その中には美佐野ハナノキ湿地群という固有地の記載とともに、選定地の位置図情報や各湿地カルテ等は今後送付する予定であることが記載されておりました。このときに美佐野ハナノキ湿地群の選定エリアの開示を環境省に依頼したところ、愛知県から東濃地域に及ぶエリアの囲い図のみの提供を受けております。

そこで同年9月、重要湿地の選定経緯やリニア本線計画との関連性を尋ねたい旨、またこの場所はもともと活用の計画がある土地であり、地域活性化を期待する意見と未整理のため、今回の選定に対する意見を述べられない旨を環境省に文書で回答いたしました。

その後、平成28年4月、環境省から全国の重要湿地の選定結果が同省ホームページにて公表されましたが、美佐野ハナノキ湿地群の記述は、当時も現在も公表ページにはございません。

また、前述の平成27年9月に質問した以降、環境省から当該質問に対する回答及び今後送付があるとされた選定地の位置図情報や湿地カルテ等の情報提供を受けた記録はございません。

その後、令和4年になってJR東海から置場計画の具体的提案がございましたので、改めて同年8月から10月に環境省へ確認したところ、具体的な位置は明示できないが、美佐野ハナノキ湿地群が重要湿地の中の「など」の記述に含まれること、選定理由に上げたハナノキやシデコブシ等の湿地林構成種が集中的に分布する場所と捉えるとよいことが示されました。また、同年12月、当時環境省への情報提供に関与されました有識者からの御見解を伺い、押山川と木屋洞川に挟まれた一帯の丘陵地であるとの認識は、フォーラムでお示ししたとおりでございます。

以上が重要湿地の公表に係る環境省等への確認の経緯でございます。

続いて、議員からは、真多羅ため池の堰堤を切ったことによる生物多様性の損失が予想されるとの御指摘をいただきましたので、真多羅ため池の廃止に係る手続の経緯についてお答えいたします。

真多羅ため池の廃止は、令和元年度から令和3年度にかけて8か所で実施しました町内ため池機能廃止工事の一つであり、重要湿地の件とは関係がございません。平成26年6月に美佐野改良組合から、農業用としては使用予定がなく堰堤から漏水しているため、危険を除去してほしいという用途廃止届が提出されたことに端を発したものでございます。以後、調整と検討を重ねた結果、平成30年に廃止工事を進めることに決定し、令和元年7月廃止工事の施工前には、町生物環境アドバイザーから希少野生生物の生息に関する事前の助言、提言書を受領しており、必要な手続を得た上で令和2年7月から11月に施行し、事業完了したものでございます。

私からの答弁は以上とさせていただきます。

議長（高山由行君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

それでは、岡本隆子議員の質問にお答えをさせていただきます。

今、田中参事のほうから説明したとおりの時系列であります。

そこから考えていただければ、まず御嵩町側の行政情報については環境省に対して情報の提供をしています。それらに対しての環境省からの回答はございません。送付予定と環境省がされた情報提供もなくホームページに載せられたということではないのかなど。それらがいわゆる書類等々も一切受け取ってはいませんので、環境省ホームページにそのようなことが載っているのは、令和4年になってから指摘を受けて知ったまでのことでございます。もう既に今はエリアすら、網かけしてある部分は環境省は消しておられます。

最終的に令和4年環境省に問合せをしたところ、法的拘束力はありません、それだけの返事でありました。非常に、こちらはどうか判断すればいいのか基本的には分からないという状態です。

そしてもう一点、今田中参事のほうから、真多羅ため池について答弁をさせていただきましたが、少し説明を付け加えてさせていただきたいと思えます。

ため池の廃止の発端は、あの3・11、東日本大震災の発生であります。私たちは津波の被災に目を奪われておりましたけれど、実際には、後ろからの水害に被災した住民が多くあったようであります。老朽化し、耐震力のない農業ため池が決壊し、水が抜けたため発生した洪水であります。命を失った方も少なくありません。

このことを重く受け止めた政府は、使っているため池については、御嵩でいえば真名田ため池などは、耐震化をすることとしました。そして、使っていないため池、これは真多羅ため池そのものですが、使っていないため池は廃止をするとその方針が決定されました。3・11の災害が起きてから1年以内でそのような決定がなされております。

従来は、本来ダムの廃止をするには、水を流さなければいけないわけですので、利用者の分担金が必要とされてきました。堤体をVの字に切るのも分担金を出さなければいけなかったわけですが、防災の観点から、水利権者の支出は、分担金は必要ないということで、国費で行われているものであります。JR東海に便宜を図ったわけではございません。防災の観点から実施をしたものであります。

私、先月現地へ行ってまいりました。

環境アドバイザーには、全ての廃止をする予定のため池の堤体の希少種について確認していただいております。アドバイザーの名誉にかけて申し上げますが、Vの字に切っただけの堤体、そういうところには希少種はございません。水が満たされていたわけですので、その境界、山

とそして池の境界はくっきりと分かれている状態であります。

現地の堤体下、少し離れたところに高く伸びたハナノキが2本立っておりまして。うち1本は早晚倒れるんだらうなと思わせる傾きをしておりまして。ということで、真多羅ため池と混同しないでいただきたいと思います。

これらの理由によって私には謝る理由がございませんので、謝罪はいたしません。

1つ申し上げると、今自治会でということをおやりになっている方が見えるようですが、産廃時代のことを思い出してください。自治会で決定したと言ってしまうと、人は物言えぬ状態になってしまいます。

私の自治会等々中心地の辺りには、自治会でそんなことを決めるということはずりありません。話題になることもありません。個人の自由ということでもありますので、自治会を利用するというのは非常に危険だということを思っております。

2点目の質問に対しては、法や条例に基づいて参事にお答えをさせます。

また、3点目については、その方向性を指示しておりますので、担当者に答弁をさせます。以上です。

議長（高山由行君）

2点目、3点目の答弁を求めます。

企画調整担当参事 田中克典君。

企画調整担当参事（田中克典君）

岡本議員からの御質問、3点のうち2番目と3番目について私から答弁いたします。

まず2番目の質問ですが、議員からは、美佐野ハナノキ湿地群を保護区に指定することについて御質問いただきました。

議員御指摘の御嵩町希少野生生物保護条例では、第1条で人と自然が共生する恵み豊かな環境を実現するため、町、事業者及び町民が一体となって希少野生生物を保護し、その絶滅を防止することで生物の多様性の確保を図ることを目的とすると定めております。

なお、国の締結する生物多様性条約においても、生物多様性の保全とともに自然の持続可能な利用を目的に掲げております。その目的を達するため、土地を利用しつつ自然に負荷をかけ過ぎないための知恵として考えられたものが、人の活動区域を制限することで、利用と保全のバランスを取る保護区域というゾーニング設定であると考えられます。

御嵩町条例では、町長は、町指定希少野生生物の個体の生息または生息に支障が生じることを防止するため、保護の必要のある区域を町指定希少野生生物保護区域として指定することができるように定めております。

一方で、条例の適用に当たっては、関係者の所有権、その他の財産権を尊重するとともに、

周辺地域の理解と協力が得られるよう留意するものとする定められております。

保護区域の指定場所を決めるに当たっては、保護すべき希少種の生息状況や分布範囲の広がりなどがどのようになっているのか、またそれら個々の生態系がどのように成立しているのか等を確認することが必要であると考えます。その上で、保護区域の指定範囲は多様な生態系がバランスよく守られるよう適切に選定すべきものと考えます。

次に、本町の場合、保護区域の指定はまずその所有者または占有者の同意を得て、町環境審議会の意見を聴取し、区域内の住民及び利害関係人から意見を聞き、異議のある場合または広く意見を聞くべき場合には公聴会を開催し、公述人から意見を聞いた上で決定していくこととなります。土地には様々な権利関係があることから、利害関係者等の調整や理解が醸成されないままでは、法律に基づく私権を条例で制限することにつながる指定は困難です。

また、保護区域の指定後、町は一定の開発行為など、その土地を利用しようとする事業者に対して事前の許可権限を有すること、あるいは指示、中止、または措置命令をすることができる立場となりますので、私権の制限は極力抑制することが望ましいとする考え方への適合とともに、制限の際には、その代償としてその土地の権利者に対し必要に応じた損失補償等を行わなければならない可能性があるという視点を持つことも必要になってまいります。

このように生物の多様性を将来にわたってバランスよく保全するための保護区域の指定は、複雑かつ容易ではない問題だと捉えております。また、指定することが目的ではなく人と自然の共生による生物多様性の確保が本来の目的でございますので、当然指定の前から保護区域の適切な管理主体や保全の取組をどうしていくのか、関係者と協議、検討をしていくことが必要であると考えます。

この場所は、もともと間伐材の入手に利用され、人の手が入ることで維持されてきたことですので、人の手による管理が続くことまでそろって、初めて目的が実現するものと考えております。したがって、現在はリニア発生土置場の計画と湿地保全の折り合いを協議するために、関係者の皆様から幅広く御意見を伺っていく段階でございますので、前述の問題も踏まえて保護区域の指定については慎重に丁寧に検討してまいります。

最後に、3番目の質問ですが、議員からは、美佐野自治会、次月自治会に出向いて、住民の声を聞くべきではないかとの御質問をいただきました。

今年度1年間かけて開催してまいりましたリニア発生土置場に関するフォーラムも、今月21日に予定する第6回を残すのみとなりました。

フォーラムでは、JR東海の計画を聞いて内容を理解していただき、町民の皆様の不安の解消や理解の促進につながることを目指して行ってまいりましたが、議員御指摘のとおり、まだまだ不安の解消に至っていないといった声もお聞かせいただいております。

町としましては、J R 東海に対してフォーラムの中で余すことなく説明するよう求めてまいりました。その上で、住民の皆様の不安の解消に至っていないということです。J R 東海に対しては計画事業者として引き続き説明を尽くすよう求めてまいります。

また、町長からは、美佐野自治会、次月自治会に限定することなく、また役員等の一部の方に限らずゴルフ場開発計画時の当時の地権者や現在の候補地の地権者の方、地元住民の方、それ以外の地区の方など、必要があれば幅広に出向いて意見をお聞きしてくるよう指示を受けておりますので、フォーラムを通じてや今後の J R 東海からの説明を聞かれた町民の皆様からの御意見につきましては、随時聞かせていただければと考えております。

私からの答弁は以上とさせていただきます。

[11 番議員挙手]

議長（高山由行君）

11 番 岡本隆子さん。

11 番（岡本隆子君）

まず1点目ですね。

謝罪すべきではないかということで、これらの理由によって謝る理由はないというふうに説明されましたが、その根拠が私はちょっとよく理解できません。しかし、町長が謝らないとおっしゃっているので、この問題はこれで終わりにしたいと思います。

1点ですけれども、経緯説明の中で田中参事が、真多羅ため池の件なんですけど、私は真多羅ため池の堰堤を切ったら駄目ということを言っているわけじゃないんです。その堰堤を切る際に、これは重要湿地であることが平成 28 年に分かっているわけですよ。それで、この新聞報道でもあったように、町には 2016 年 4 月までに美佐野地区が対象になると伝えているわけですね。町長は、令和 4 年に確認するまで知らなかったというふうにおっしゃいますが、それは違うと思いますよ。町には、2016 年 4 月までに美佐野地区が対象になると伝えた。町は同地区にあるハナノキの植生状況から伝えられた直後には、候補地の一部も含まれると判断したというふうにあります。ですから、知らなかったというのは全くの言い訳だと思います。

それで、この重要湿地であることを、ですからアドバイザーの方も知らなかったわけですよ。今さっき田中参事の経過説明の中で平成 30 年に廃止工事をしたということなんですけど、その前にアドバイザーの方が調査をしてみえると思うんですけど、これは重要湿地ということが分かっていたら、調査の仕方とかもうちょっと変わっていたんじゃないかなと思います。

私なりにちょっと調べてみましたが、ここ 2013 年にマダラナニワトンボという超レアな I B 類ということで、愛知県では捕獲禁止というようなトンボがいたらしいんですが、もう今は多分いないと思います。

その標本が実は中山道みたけ館にあるらしいんですけれども、そういったものが生息していたり、町長は倒れそうなハナノキが2本あったというふうにおっしゃいますが、いろいろなほかにも生息していた可能性があるわけですね。だから、そういうことをアドバイザーの方は重要湿地だということも御存じなくて調査に入られたんじゃないかなと思います。ですから、そういう点においても、やはりこの重要湿地のことを知らせなかったというのは、非常に罪深いことであるというふうに私は考えました。

ですが、この件についてはいいです。終わります。

それで2点目ですね。

保護区域について、田中参事の今の御答弁ですと非常に難しいというような言い方ですけれども、これはすごく一面的な見方だと思うんですね。保護区域を設定してから保全の方法を考えていけばいいと思うわけですし、それから民地があるということをおっしゃいましたけれども、民地については、ラムサール条約のワイズユース、賢明な利用という考え方が確立されていて、湿地についてはこの考え方で生物多様性を限りなく確保できるように関係者に要請すればいいということになっています。

御嵩町が、保護区というのは応募するわけではないので、町の条例に基づいて保護区を設定するわけですから、何でそんなに難しいのかなというふうに思います。今後慎重に、丁寧に検討していくという御答弁でしたので、ぜひこれについては、今はJRとの協議もありますけれども、これはもともと重要湿地ということが分かった時点で保護区を設定していれば、もっと違う展開になったのではないかと思います。今後、前向きにしっかり検討して行ってほしいと思います。

それから、地権者への説明で今後どこへでも出向いていくということなんですが、1点町長にぜひお伝えしたいことがあります。

この間、第5回目のフォーラムで私が先ほど言った方ですけれども、あの方は地権者の方なんです。地権者の方で、町長は自治会を利用してというのはよくないというふうに言われたんですけれども、町長は地権者から活用の要望があったということで手を挙げたというふうにおっしゃっていますけれども、そのときの状況とそして今の状況、だから一番最初に地権者に説明があったときとは、要対策土の話、有害な土という話はなかったわけですよ。そういう中でのことなので、そういう説明、そして今は状況が違っているわけなのでもう同じにしないでほしいということで、ぜひとも自分たちの声を聞いてほしいということをおっしゃってみえたので、そのことは再質問ではなく町長にしっかりお伝えしたいと思いました。

ということで、1点目の質問はこれで終わります。

2点目に入ります。

育休退園について。

育休退園とは、下の子が生まれて親が育児休業を取得すると、家庭で保育が可能とみなされ、保育施設に通う上の子供が退園させられることです。ある新聞社による県内 42 市町村での調査によると、16 市町村が育休退園を運用していることが分かったとの報道がされていました。

2015 年に始まった国の子ども・子育て支援制度では、育休中も保育園を継続利用できることが明確化されていましたが、最終的な判断は市町村に委ねられています。運用の理由には、保育士不足で 3 歳未満の定員に受け入れる余裕がないことがあります。退園が子供の発達に与える影響などを考慮し、見直す自治体も増えてきているとの報道でした。

御嵩町でも育休退園の運用がされています。頂いた資料では、毎年数人、多い年は 8 人もの育休退園の子供がいます。

この制度の運用を見直すことはできませんか。できないとすれば、その理由をお聞かせください。

また、保育士不足が上げられるのであれば、本庁職員を事務員として保育園に配属するなどの対応はできませんかということで、育休退園について民生部長に御答弁をお願いいたします。

議長（高山由行君）

答弁を求めます。

民生部長 小木曾昌文君。

民生部長（小木曾昌文君）

岡本議員の 2 つ目の質問、育休退園の制度を見直す考えはあるかについてお答えします。

保育所等は、小学校就学前の子供について、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する、つまり入所できる仕組みとなっています。

子ども・子育て支援法施行規則第 1 条の 5 では、小学校就学前子供の保護者における保育の必要性の認定事由が具体的に規定されています。労働をすることを常態とすること、妊娠中であるか、または出産後間もないこと、疾病にかかり、もしくは負傷し、または精神・身体に障害を有していること、同居の家族を介護、または看護していること、災害の復旧に当たっていること、求職活動を継続的に行っていること、虐待や DV のおそれがあることなどとして、育児休業をする場合に当たって、育児休業に係る子供以外の小学校就学前子供の保育所等を利用しており、育児休業の間に引き続き利用することが必要であると認められることと規定しています。

この利用することが必要であると認められることについて、さらに内閣府通知で留意事項として、次のとおり具体的に必要と認められる事由を示し、通知しています。育児休業開始前に既に保育所等を利用していた子供については、保護者の希望や地域における保育の実情を踏ま

えた上で、1. 次年度に小学校入学を控えるなど、子供の発達上、環境の変化に留意する必要がある場合、2. 保護者の健康状態やその子供の発達上、環境の変化が好ましくないと考える場合など、市町村が児童福祉の観点から必要と認めるときは、保育の必要性に係る事由に該当するものとしています。

本町としては、この内閣府通知により原則育休退園をお願いしておりますが、次の場合に保育は必要とし、継続利用を認めています。上の子が3歳児クラス以上の場合、多子、ハイリスク妊産婦等、産後の状態、保護者の養育能力や健康状態、育休休業開始時期など保護者の状況、家庭環境など個別の状況を判断し、継続利用を認めています。

本町では、育休退園のケースは、令和3年度に4件、令和4年度に5件ありますが、子ども・子育て支援法と子ども・子育て支援制度について説明をさせていただき、御理解をいただいています。

引き続き、家庭環境が多様化・複雑化する中で、保育所等では専門職としての保育士がしっかりと園児や保護者に寄り添った対応をしてみたいと思います。

以上で、育休退園の制度を見直す考えはあるかについての答弁とさせていただきます。

[11 番議員挙手]

議長（高山由行君）

11 番 岡本隆子さん。

11 番（岡本隆子君）

私は、この質問を出してからですけれども、加茂郡の運用を調べてみました。そうしましたら、坂祝、富加、白川町、八百津町は、全くこの運用がないということで、育児休園の制度はないということでした。そして、変則的なところは七宗町、1年間は猶予しますよということでしたし、それから東白川村は産後3か月まで猶予しますよということでした。もう一つ、川辺町ですけれども、川辺町も以前は厳格にこの制度を運用していたけれども、今年度からは比較的緩やかで、理由は聞くけれども、もう退園した人は今年度は1人というふうに説明を聞きました。

確かにどうしてもほかに預かってほしい人たちがいるということで枠が空くということなんですけれども、実際に子育てをしている親からすると、赤ちゃんが生まれて、上の子で育休に入ったときに、やっぱり上の子を持ってぽっぽかんへ遊びに行ったりとかそういうことが非常に大変、難しいということです。そういうことは、実際子供を育てている身になってみると、本当にそういうことを思うわけですので、一応制度はあって、それをしっかり運用されているようなんですけれども、現場、現状を見ていただいて、なるべく意に添うような運用にしていたらと思いますので、これをお願いして終わります。

これで一般質問を終わります。

議長（高山由行君）

これで岡本隆子さんの一般質問を終わります。

引き続き町長の施政方針に対する質問を行います。

11 番 岡本隆子さん。

11 番（岡本隆子君）

それでは、施政方針に対する質問をさせていただきます。

リニア建設発生土についてお伺いします。

町長は、第1回から第5回までのフォーラムで一定の成果が出ていると評価をされていますけれども、フォーラムの目的は、有識者を交えて公開の場で、フォーラム形式で話し合いを進め、町民の不安や心配を有識者と共に掘り下げ、必要となる対策を整理するという事で、御不安や御心配の解消に努めるということですというふうなうたっております。

ところが、フォーラムが進むに従いまして、町民の多くの方は、不安の解消どころか不安がたまっていたように思います。

なぜかといいますと、中立であるはずの有識者の方の発言がJR寄りではないかと感じることが多々あるからです。なるほど、この頂いた資料によりますと、フォーラムに向けて町とJR、そしてコンサルタント会社だけでなく、ここに有識者も交えて打合せをされています。

これは議員の皆さん方も御存じないかと思うんですが、資料要求で頂いた資料の中で、事前業務打合せというのがありまして、そこで5回のフォーラムをやるまでに57回打合せをされておりまして、その中で、全てではないですが、有識者とJRの方が一緒になって打合せをされています。

そういう準備をされているわけですが、フォーラムはJRに対して町民と町が疑念や不安を投げかけるものだと思っていましたけれども、そこに有識者が間に入って住民の不安を酌み取って質問をしてくださったりするものだと思っていました。ところが、事前にJRと有識者が同席して打合せをされているということに愕然としたわけです。明らかに流れがコントロールされているのではないかと感じています。

改めて、町長にフォーラムの意義についてどのようにお考えか、お伺いいたします。

議長（高山由行君）

答弁を求めます。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

ただいまの私の施政方針に対する質問にお答えいたします。

その前に、私の孫も育休退園をいたしました。ルールはルールです。

ただいまの質問についてであります。フォーラムの所感について申し述べますと、質問があるんなら質問としていただいて、ツーウエーのやり取りがあればいいんですけど、今の岡本隆子議員の質問と同じように大演説が始まる。それは返事の必要性がないような形になってしまうというのはちょっと残念だなと思っております。

専門家の説明がずうとなされて、その上でちょっと聞いておきたい、ちょっとおかしいところがあれば質問をするという形式になってくれればと思っておりましたが、いつも出席する方々は大体50人前後、ほとんど同じ顔ぶれ、そして発言する方も10人前後、内容については大演説ということになってしまい、いささかフォーラムに対する理解度みたいなものが足りないなあという感想を持っております。

予算をかけてやっているわけですので、当然打合せというのは時間的なもの、質問されれば専門家に答えていただく。それが当然のことですので、内容をすり合わせるためにやったわけではございません。そういうことは私も好きではありませんので、要は一発勝負でその場に臨んでもらうと。ただし、貴重な時間をいただくわけですので、大体このくらいの形でやりたいとか、もう一番最初、五十何回と言われますけれど、何が我々やりたいのかという説明から、個々に話したこともその中には含まれているかと思っておりますけれど、少なくとも答えのすり合わせなどはしておりません。本意ではないからです。

そのために、中立であってくださいということ言うまでもなく、JR東海の事業に関わっていない先生方をお願いしようということで、大変苦勞しながら探し当てたということになります。

議長、ここで反問権を使いたいと思っておりますが、よろしいですか。

議長（高山由行君）

はい、結構です。

町長（渡邊公夫君）

それでは、岡本隆子議員に質問いたします。

大変忙しい先生方がスケジュールを合わせて、そこに出席をしていただいている。私は、先生方が研究された内容をそのまま話していただければいいというオーダーで先生方にはかなりの善意を持って対応していただいております。

今、非常に偏っているというような表現で愕然としたとまでおっしゃっています。疑念、これも失礼な話ではありますが、では具体的にどこに疑念を持たれたのか、しっかりと説明していただきたいと思っております。

[11 番議員挙手]

議長（高山由行君）

11 番 岡本隆子さん。

11 番（岡本隆子君）

町長の反問権に対してお答えをいたします。

町長が中立ということをおっしゃったわけですが、例えばです、これ昨日頂いた資料ですけども、この中でやはり有識者が J R の方にやっぱり指南をしているという部分があります。

この中で一番私が強く思ったのは、ですから町長が言われるように、内容のすり合わせではないというふうに言われますけれども、これはフォーラムの目的が安全性を追求するものですよ。それですけども、安全性の追求というよりは対町民への具体的な説明ですね。こうやって言ったほうが疑念が持たれないとか、こういうふうのほうが当たりが柔らかいみたいな、そういう表現があるわけですよ。

例えば 54 ページですね。

これは第 42 回の打合せですので、これは令和 4 年 10 月 18 日の打合せですけども、水平震度という話のところで、これを読むと長くなりますけれども、業務打合せ記録簿の中で、有識者の方が水平震度の話で、そうすると東海地震よりちょっと大きいくらいか場所により変わるが、東海地方の道路橋の考えだと 0.18 か 0.2 だったと思う。もしそれを知っている住民がいたら、もし神戸クラスの地震が来たときにどうなるんですかと聞かれたときに、ちょっと苦しくなるかもしれない。神戸クラスはたしか 0.4 か 0.5 ぐらいだったと思うのでという、これは名前は消してありますけれども、有識者の方だと思います。そういった J R にアドバイスといますか、そういう箇所が何か所かあると思います。

そういったことから、私は事前に、有識者の方が入ってもいいと思うんですが、J R と有識者が一緒にこのフォーラムの打合せをすることが、どうなのかなということをお願いいたしますよ。

議長（高山由行君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

では、答弁を続けさせていただきます。

それをもってしてすり合わせをしたということは言い切れないと私は思っています。それは聞く側の勝手であります。嫌だと思っている人が聞けば問題ありということになるでしょうが、そうではない人にとってみれば、それほどすり合わせがされたとは思ってはおりません。

先生方全てにおいて疑念を持ったとか、私はよくあなたからそういう言葉を聞きますけど、非常に失礼な話です。御自分がいろんなことで疑念を持たれることもやっておみえになります

ので、仕方がないかもしれませんが、少なくとも私は後ろ指を指されるようなことは何一つしておりません。

フォーラムについてでありますけれど、これは公開で行うということは、御嵩町のスタイルであります。当然意義深いものにしていかなければいけないと。そうなったかどうかは、正直申し上げて、後々評価されるもの、マイナス評価なのかもしれませんが、後々評価が出てくるものと考えております。

J R東海のリニア中央新幹線に関わるほかの自治体6市については、どのようにされるのかは私は存じ上げておりませんし、打合せをするということもございませんので、御嵩町は御嵩町のスタイルで情報の公開をしていくということであります。

先ほども申し上げたように、本当にコアな一部の方しか出てきていただけないというのも現実でありますので、今後どのように情報の公開をしていくかであります。少なくとも専門家の皆さん方には、御嵩町のスタンスとしては中立で話をさせていただければよいというオーダーで来ていただいておりますので、それを守っていただく、守っていただけたとそう思っております。

むしろ勉強会のほうが随分偏ったなというふうに思います。少なくとも後々調べさせていただいたわけですが、情報の提供者は御嵩町、そして御嵩町民があの先生に情報を提供し、あの先生から環境省に情報が提供されたと。重要湿地の案件については、そういう流れであったと報告を受けています。そういう意味ではむしろ偏った人が来てしまったなというふうには思っておりますけれど、知恵の絞りどころであるかと思えます。

J R東海は、最初から重要湿地云々という問題ではなくハナノキ群生地、あの周辺については80%のものは絶対手をつけないということで、事業の申入れがございましたので、むしろ守っていくためにはそのほうがよいというふうに私は判断はしております。今後、いろんな判断もあるかと思えますし、いろんな情報を入手しながら、安全で確かな開発を望んでいくつもりでありますので、よろしく願いいたします。以上です。

〔11 番議員挙手〕

議長（高山由行君）

11 番 岡本隆子さん。

11 番（岡本隆子君）

今の町長の御答弁の中で、勉強会のほうですね、湿地の勉強会、むしろ偏った人が来てしまったというこの発言、非常に重大発言だと思います。

それから、フォーラムを公開でやるわけですが、中立な有識者の方ということなんです、住民の側に立って、J R側に例えば詰め寄ってくれるとかそういうこともあるのかなと

は思っていました、今まででそういう局面はないですね。

それで、私のほうは中立ではないけれども、住民側のほうに立った有識者の方を提案したわけですが、それはもう入れられないということでしたので、今の形式で受け入れるしかないかなというふうに思っていますけれども、リニアフォーラムはあと1回となりました。どういうふうに打合せをされるのか分かりませんが、有識者の方とJR、くれぐれも、今日、打合せについては留意いただきたいということを申し上げて、これで私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（高山由行君）

これで岡本隆子さんの町長の施政方針に対する質問を終わります。

引き続き一般質問を行います。

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子君）

議長にお許しをいただきましたので、町民に寄り添う施策の充実、心温まる対応を求むと題して、3点お伺いをいたします。

新型コロナ感染が3年にも及び、ウイズコロナやアフターコロナを見据えた生活や経済活動の見直しや物価高、エネルギー高が家計を直撃している中で、多くの方が将来への不安を感じていると思います。

さらに、日本全体の問題として、少子化や女性の貧困などは中長期的に取り組んでいかなければならない課題として、我が党としても現場の声に耳を傾け、女性の視点からの政策実現に取り組んでおります。特に少子化は想定を上回るスピードで進み、児童虐待やいじめ、不登校、自殺も増え、子供をめぐる状況は非常に深刻なものであります。

こうした現状を重く受け止め、公明党は誰もが安心して子供を産み育て、十分な教育が受けられる社会づくりを国家戦略と位置づけて進めていかなければならないとの認識に立ち、昨年の11月に子育て応援トータルプランを発表いたしました。

本年の4月からは、こども基本法が施行され、こども家庭庁も設置をされます。

いよいよ私たちの地域でも、子供や若者、男女共同参画の視点から子供も親も希望を持って幸せを実感できる社会への構造改革を進めるときだと思えます。

ここで1点お伺いいたします。

1点目に、ゼロ歳児の見守り訪問事業の展開についてお伺いをいたします。

令和5年第1回臨時議会におきまして、妊娠期から出産、子育てまで一貫した伴走型相談支援と妊娠時、出産時に合計10万円を支給する財源が補正予算により確保されました。伴走型相談支援として子育て支援の先進地であります兵庫県明石市においては、市の研修を受けた配

達員が毎月おむつや子育て用品を御自宅にお届けし、その際、育児の不安や悩みを聞いたり、役立つ情報をお伝えするゼロ歳児の見守り訪問、おむつ宅急便を2020年10月から実施をしています。

御嵩町におきましては、2か月までの赤ちゃん訪問を実施しているとお聞きしておりますが、具体的にどのように進めておられるか、お伺いいたします。

従来にも増して、今後は伴走型相談支援ということになれば人材の育成や確保のための体制整備が必要と考えますが、御見解をお聞かせください。

2つ目に、家事支援員、産後ドゥーラの確保についてお伺いします。

赤ちゃん訪問を実施した際に、各家庭の事情や親の健康状態などから子供と親の日常を守るために、家事支援などが必要なケースも予想されます。産後のお母さんの自宅に伺い、家事からお子様のお世話、お母さんの情緒面を含め、産後のお母さんに寄り添ったサービスを提供する家事支援員の育成や確保も必要だと考えます。

そこでこの家事支援員、産後ドゥーラといいますが、などの資格を取るための支援制度の創設も必要ではないかと考えます。御見解をお伺いいたします。

3つ目に、窓口でのワンストップ対応についてお伺いします。

担当者間で情報共有、連携ができる一体的な支援については、昨年の12月議会において補正予算が可決をされ、重層的支援体制に向けた相談体制を一本化するために、北庁舎3階に地域包括支援センターと子育て包括支援センターを整備する準備が進められています。

あわせて、子ども家庭総合支援拠点も新年度に設置をされます。

さらに、令和6年には基幹相談支援センターも移設することになり、高齢者、子育て、生活困窮、障害などの重層的支援体制が確立されることで、相談者に対し包括的に相談支援がなされ、様々な形で関連している困り事を一体的に解決できるよう取り組んでいくことになり、町民が安心して相談できる体制が整います。盤石な体制となるようしっかりと取り組んでいきたいと考えます。

また、町民お一人お一人に寄り添う縦割りのない一体的な取組という観点から、現在行われています役場の窓口での対応についてお伺いいたします。

昔はたらい回しという言葉がよく使われていましたが、さすがに現在ではほとんどの市町でワンストップでの対応というものがなされております。お悔やみコーナーなどと表示をしている自治体もありますが、御嵩町ではお悔やみの届出の場合、どのように対応されていますでしょうか。また、転入届や婚姻届、出生届を提出しに来たときなども、ワンストップ対応をいただいていますでしょうか。

冒頭で申し上げました心温まる対応をお願いいたしたく、お伺いをいたします。お願いいた

します。

議長（高山由行君）

執行部の答弁を求めます。

民生部長 小木曾昌文君。

民生部長（小木曾昌文君）

大沢議員の御質問は、町民に寄り添う施策の充実、心温まる対応を求むと題され、3項目の質問をされています。

まず1つ目のゼロ歳児の見守り訪問事業の展開についてお答えします。

御質問にありました2か月目の赤ちゃん訪問の具体的な進め方ではありますが、住民環境課に出生届が出されると、子育て世代包括支援センター、保健センターにその情報が送られ、生後2か月頃までに全ての家庭に連絡して、こんにちは赤ちゃん訪問を行います。

御家庭に訪問し、赤ちゃんの発育の状況確認、身長・体重測定のほか育児や産後の生活状況を聞き取ります。そして、支援が必要と判断した場合は随時家庭訪問や育児相談を行います。あわせて、乳幼児健診や予防接種などのスケジュールの説明も行い、いつでも見守っていますよというメッセージを伝えています。

また、伴走型相談支援に係る人材育成や確保についてですが、厚生労働省は出産・子育て応援交付金事業を創設し、妊娠届時より妊婦やゼロ歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、面談や継続的な情報発信を行い、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図ることとしています。

この伴走型相談支援は、孤立させない、つながり続けることを目的とする支援で、明石市のおむつ定期便の事例を紹介いただきました。

本町では、全家庭のこんにちは赤ちゃん訪問のほか、全ての乳幼児を対象とした3から5か月児の乳児健診、5から7か月児のぱくぱく相談、10か月児発育子育て相談、1歳6か月児健診、2歳児歯科健診を発達段階に応じて実施しています。これらの訪問、健診、相談で全ての乳幼児の発達状況のほか、養育者の悩みも把握し、支援が必要と判断する場合は、保健師や助産師が随時家庭訪問や相談を行うほか、産後サポート、産後ケア事業、育児相談、幼児相談など、サポート支援につなげています。それ以外にも、ぽっぽかんや児童館での教室、相談、町教育委員会の乳幼児学級、その他カウンセリング機関や医療機関など、町内外で行っている支援、サービス機関、関係機関につなげています。

これらつなげる支援と継続した支援を行っていますが、今後さらにケースに応じた連携の強化を図ってまいります。具体的には、ケース会議やケアカンファレンス、随時の情報交換などを通じ、関係機関が相互の支援や状況を把握し、連絡調整を随時行い、専門職や支援員のスキ

ルや経験を積み重ね、連携強化を図ってまいります。

2つ目の家事支援、産後ドゥーラの確保についてお答えします。

御質問は、産後のお母さんに寄り添ったサービスを提供する家事支援の育成と確保の観点から、家事支援員の資格取得への費用助成への御提案ですが、現在家事支援として相談があった場合は、町シルバー人材センター派遣事業やコープぎふ、くらしの助け合い事業、その他民間事業者が行っている支援事業などを紹介しています。そのほか養育者の育児負担軽減の観点から、産後サポート事業、産後ケア事業や保育園一時保育事業、ファミリーサポートなど、組み合わせながらサポート支援を行っています。

御提案の支援員の資格取得費用の助成のほか、市町村が産前産後ヘルパー訪問支援事業を行っている事例があり、社会福祉協議会、NPO法人、介護事業所、シルバー人材など委託して事業を実施しているところもあるようです。

家事育児等に対して不安や負担を抱えた要支援家庭に対し、適切な支援が必要であることは十分認識しております。他の市町村が行っている事例を参考にしながら、本町としてどのような家事支援、育児支援がいいのか検討してまいります。

次に、3つ目の窓口でのワンストップ対応について伺うについてお答えします。

御質問のお悔やみ、住民が亡くなられた際の手続は多岐にわたり、御遺族の方には大きな負担がかかります。

本町では、死亡届をはじめ、転入届など各種届出は住民環境課の窓口で受付していますが、受付した際、住民環境課にて役場、庁内事業の手続のチェックシートを準備しています。このチェックシートは、各種届出による手続の項目がチェックできるよう一覧表になっており、住民の方がたらい回しや手続漏れとならないように、それぞれ該当する担当職員が順次窓口へ伺い、ワンストップにて手続が完了する仕組みを取っています。

今後も窓口での手続が二度手間や通り一辺倒の対応とならないよう、また御理解いただけるよう、丁寧で分かりやすい説明や対応に心がけてまいります。

以上で町民に寄り添った施策の充実、心温まる対応を求むについての答弁とさせていただきます。

[10 番議員挙手]

議長（高山由行君）

10 番 大沢まり子さん。

10 番（大沢まり子君）

ありがとうございます。

1 点目の御答弁に対しましては、詳細に御説明いただきました。

本当に寄り添っていくということはとても大変なことでありますけれども、担当される、寄り添っていただく保健師さんやら助産婦さんやら、そういった方がされると思いますが、御嵩町ではこういった方の人材不足というようなことは、人数的にもですけれども、ございませんでしょうか、1つお聞きいたします。

それから、家事支援員につきましては、やはり産後の家事支援ということになりますので、また一般的な家事支援とまたちょっと違う部分とありますか、気づきをかけなきゃいけない部分とかあると思うので、研修などは必要だと思いますので、例えばシルバー人材センターの派遣事業を利用するにしても、そういった研修を受けていただくような形で派遣していただければありがたいなというふうに思っております。

産後に特化したという形になっておりますので、そういった研修を受けていただけるような体制を整えていただきたいなと思いますので、それについてはどうでしょうか。お答えください。

それから、3点目のワンストップ対応についてでございますけれども、御嵩町におきましては、十分に横の連携を取りながらワンストップでそれぞれ届出の際には対応していただいているということでありましたが、1点、この間ちょっと町民の方からのお声をいただきまして、その方が出生届を提出した際に、御主人でありましたけれども、こんな大変な届出は奥さんは大変だろうな、子供さん抱えたままではということで、御主人が出生届を持ってみえたときに、その中で印鑑が要るということをその場で初めて分かったそうで、何かというごみ袋を支給してくださるということに対して何か印鑑が要るそうで、そんなこと知らなかったから印鑑を持ってきていませんということで、いや印鑑を持ってこないと手続きできませんというようなちょっとその辺のやり取りがあったそうです。その方は印鑑をまたどこか近くで買って持ってみえたそうですけれども、そういった周知がしていなかったのかなというのは私も思いましたし、いや今押印廃止というのがすごく叫ばれている中で、なぜ印鑑がそこで必要だったのかなというのをちょっと疑問に感じましたので、今後そういったところでどうしても印鑑が必要なものであったのかということもありますので、その点についてちょっとお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（高山由行君）

民生部長 小木曾昌文君。

民生部長（小木曾昌文君）

大沢議員の再質問にお答えさせていただきます。

最初のゼロ歳児の見守り事業の人材についてということでお話を伺いました。

正職員としては、保健師の保健センターが対応してまいりますし、専門的な領域になります

ので、正職以外にも助産師さんとか看護師さん等々についても雇用させていただいて、対応を行っていますし、今後も充実していきたいというふうに考えております。

それ以外にもいろんな事業所に対して専門家がお見えになりますので、そういった方々も助言とかアドバイスとか必要な場合には同行していただいて、アドバイスをいただいて、どういった支援がいいのかということとは多角的に見ていかなきゃいけないと思っていますので、その辺も今後やっていきたいなというふうに思っています。

2点目の産後の家事支援の研修ということで、先ほど答弁させていただいた事業に委託するところも市町村はありますよと御紹介させていただきましたが、全体として、ヘルパーという事業の中としては提示させていただいた中でも、例えば介護事業所のところでも隙間を狙って、そういったところも派遣していただくケースがあるようですし、研修という観点からすれば、当然産後のお母さんに対してとなれば専門的な領域も要るでしょうから、助産師さん等々からアドバイスをいただいて、もうちょっと言いますと個々にお母さんに応じた対応も必要かと思っておりますので、その辺は対応していく必要があるかなというふうに思っております。

あと、3点目の窓口でのごみ袋の印鑑を求めさせていただいた点ですが、出産の応援的な視点でごみ袋の無料配付ということを出生届の際にさせていただいています。

表面上はごみ袋を配付させていただいているので、どうぞおむつなど必要なときにお使いくださいということでお渡ししているんですが、基本的に皆様にはごみ袋を有料で購入していただいているんですが、基本的にあれは手数料という形でいただいているものですから、その減免ということで、減免申請という形で印鑑をいただいていた経緯があります。ただ、その方に対しての配慮が足りなかったなあというふうに考えております。

今後は先ほど大沢議員がおっしゃったとおり、印鑑の廃止というところもありますので、新たな、その辺についても手続的に簡素化できないだろうかということで、廃止についても検討してまいりたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

[10 番議員挙手]

議長（高山由行君）

10 番 大沢まり子さん。

10 番（大沢まり子君）

御嵩町は本当に赤ちゃんに対しても細かく対応していただけるということで、今後この事業がしっかりと推進されていくことを願っております。よろしく願いいたします。

それで、窓口の対応につきましても改善をしていただけるという御答弁でございましたので、ありがたく思っております。

誰一人残さないというようなこの社会の実現のためにも、また御嵩町は安心して子育てがで

きる町にするためにも、今後ともこういった一つ一つの施策を町民に寄り添う形で心温まる対応として実施していただけることを望みまして、私からの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（高山由行君）

これで、大沢まり子さんの一般質問を終わります。

散会の宣告

議長（高山由行君）

以上で本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は明日3月9日の午前9時より開会します。

これにて散会いたします。御苦労さまでございました。

午後2時24分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長 高 山 由 行

署 名 議 員 岡 本 隆 子

署 名 議 員 谷 口 鈴 男

